

## 第8回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

### 第5回宮城県危機管理対策本部会議

日 時：令和2年5月5日（火）

午後2時から

場 所：行政庁舎4階 特別会議室

#### ◇ 次 第 ◇

- 1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について
  
- 2 今後の緊急事態措置について
  - (1) 宮城県における感染状況及び医療提供体制についての検証
  - (2) 外出自粛要請前後における人口変動（主要地点における比較）について
  - (3) 緊急事態措置の移行等について
  
- 3 その他

#### < 配 付 資 料 >

- 【資料 1】新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長等について
- 【資料 2】宮城県における感染状況及び医療提供体制についての検証
- 【資料 3】外出自粛要請前後における人口変動（主要地点における比較）について
- 【資料 4】緊急事態措置の移行等について
- 【資料 5】宮城県における緊急事態措置（5月7日以降）について
- 【資料 6】学校の臨時休業の延長等について
- 【資料 7】県施設の休止の見直しについて
- 【資料 8】県主催イベント・会議等の考え方について
- 【資料 9】「新しい生活様式」を踏まえた職場における感染予防について
- 【資料 10】緊急事態宣言相談ダイヤルの休日相談受付について
- 【資料 11】新型コロナウイルス感染症の発生状況及び対応状況について
- 【参考資料1】新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（2020年5月4日）
- 【参考資料2】新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（2020年5月1日）

宮城県新型コロナウイルス対策本部会議出席者名簿  
宮城県危機管理対策本部会議出席者名簿

<本部員>

役職	職	氏名	備考
本部長	知事	村井 嘉浩	
副部長	副知事	佐野 好昭	
〃	副知事	遠藤 信哉	
本部員	教育長	伊東 昭代	
〃	公営企業管理者	櫻井 雅之	
〃	総務部長	大森 克之	
〃	震災復興・企画部長	佐藤 達哉	
〃	環境生活部長	鈴木 秀人	
〃	保健福祉部長	伊藤 哲也	
〃	経済商工観光部長	千葉 隆政	
〃	農政部長	佐藤 夏人	
〃	水産林政部長	小林 徳光	
〃	土木部長	佐藤 達也	
〃	会計管理者兼出納局長	宮川 耕一	
〃	警察本部長	千野 啓太郎	
〃	危機管理監	千葉 章	

所属	職	氏名	備考
宮城県医師会	会長	佐藤 和宏	
東北大学病院	院長	冨永 悌二	
東北医科薬科大学	特任教授	賀来 満夫	宮城県感染症対策委員会委員長
仙台市	新型コロナウイルス感染症対策調整担当局長	會田 義克	

(敬称略)

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、新型インフルエンザ等特別措置法第32条第3項の規定に基づき、同条第1項第1号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間を延長するとともに、同条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙1及び別紙2のとおりお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

(別紙1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長

(別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を 5 月 31 日まで延長し、令和 2 年 5 月 7 日から適用することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

### 記

#### 1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 2 年 4 月 7 日（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県以外の道府県については、同月 16 日）から 5 月 31 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

#### 2. 緊急事態措置を実施すべき区域

全都道府県の区域とする。

#### 3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和 2 年 3 月 28 日 (令和 2 年 5 月 4 日変更)

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。しかしながら、国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたため、令和 2 年 3 月 26 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）附則第 1 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 14 条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第 15 条第 1 項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

そのうえで、まずは、「三つの密」を避けることをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を封じ込めることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対

応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、

- ・ 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること、
- ・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること

が、総合的に判断されている。

このようなことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。また、令和2年4月16日現在において、上記7都府県と同程度にまん延が進んでいる道府県として北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を緊急事態措置を実施すべき区域に加えるとともに、それ以外の県においても都市部からの人の移動等によりクラスターが各地で発生し、感染が拡大傾向に見られることなどから、人の移動を最小化する観点等より、全都道府県を緊急事態措置の対象とすることとした。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は、令和2年4月16日から令和2年5月6日までとした。

その後、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の丸となった取組により、全国の実効再生産数は1を下回っており、新規報告数は、オーバーシュートを免れ、減少傾向に転じるという一定の成果が現れはじめている。一方で、全国の新規報告数は未だ200人程度の水準となっており、引き続き医療提供体制がひっ迫している地域も見られることから、当面、新規感染者を減少させる取組を継続する必要があるほか、



地域や全国で再度感染が拡大すれば、医療提供体制への更なる負荷が生じるおそれもある。このため、令和2年5月4日、法第32条第3項に基づき、引き続き全都道府県を緊急事態措置の対象とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和2年5月31日まで延長する。

なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなると認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。

緊急事態の宣言は、新型コロナウイルス感染症の現状とともに、これまでの課題に照らし合わせて、法に基づく各施策を用いて感染拡大を防ぐとともに、この宣言の下、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、後述する「三つの密」を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要である。

実効性のある施策を包括的に確実かつ迅速に実行するにあたってはクラスター対策を行う体制の強化や医療提供体制の確保が喫緊の課題であり、これまでの施策を十分な有効性を持たせて実施していくとともに、特に不要不急の外出など外出自粛の要請等を強力に行い、人と人との接触を徹底的に低減することで、必要な対策を実施することとする。

こうした対策を国民一丸となって実施することができれば、効果的なクラスター対策による感染拡大の防止及び重症者をはじめとする感染者の治療を十分に行うことができる水準にまで、新規報告数を減少させ、ひいては重症者数を減少させることが可能である。新規報告数が、こうした水準まで減少すれば、「三つの密」を徹底的に避ける、手洗いや人と人の距離の確保を行うなどの基本的な感染対策を継続するという、感染拡大を予防する新しい生活様式が普及されることを前提としつつ、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立が持続的に可能となる。

なお、政府としては、緊急事態宣言を延長しても、引き続き、社会経済活動への影響を最小限に留め、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は実施しない。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる

状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

#### 一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、5月2日までに、合計46都道府県において合計14,677人の感染者、492人の死亡者が確認されている。また、感染経路が特定できていない感染者が61%（令和2年5月3日現在、5月1日までの状況）を占める状況となっている。

国内の感染状況については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解として、「市民の行動変容が成果を上げ、全国的に新規感染者数は減少傾向にあることは確かである。しかし、未だ、かなりの数の新規感染者数を認めており、現在の水準は、データが明確に立ち上がりはじめた3月上旬やオーバーシュートの兆候を見せ始めた3月中旬前後の新規感染者数の水準までは下回っていない状況である。」「しばらくは、新規感染者数の減少傾向を維持させることを通じて、今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続することの必要性が示唆される」などと指摘されている。

また、医療提供体制の面については、「医療提供体制の拡充については、症状別の病床の役割分担を進めており、重症者・中等症については対応可能な病床の確保を図るとともに、無症候や軽症例についてはホテル等での受入れを進めるなど、懸命な努力が続けられているが、特に特定警戒都道府県においては、依然として医療現場の逼迫が続いている」

「新規感染者数が減少傾向に移行しても、平均的な在院期間は約2～3週間程度となっている。とりわけ、人工呼吸器を要するような重症患者につ



いては、在院期間が長期化し、その数が減少に転じにくい傾向がある。このため、入院患者による医療機関への負荷はしばらく継続することが見込まれ、医療現場の逼迫した状況は新規感染者の発生速度の鈍化と比較しても、緩やかにしか解消されないものと考えられる」などと指摘されている。

その上で、専門家会議の見解として、「地域や全国で再度感染が拡大すれば、医療提供体制への更なる負荷が生じる恐れがあることから、当面、この枠組みは維持することが望ましい。」とされている。

海外の状況としては、新型コロナウイルス感染症が発生している国は、南極大陸を除く全ての大陸に広がっているものの、海外からの輸入症例については、水際対策の強化の結果、現在は一定程度に収まっているが、引き続き、緊張感を持って対応していく必要がある。

都道府県別の動向としては、東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県の13都道府県については、累積患者数が100人を超えるとともに、感染経路が不明な感染者数が半数程度以上に及んでおり、また直近1週間の倍加時間が10日未満であったことなどから、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県として、本対処方針において「特定警戒都道府県」と称して対策を促してきた。

また、これら特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られ、そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多く、感染が拡大すれば、医療が機能不全に陥る可能性が高いことや、政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が丸となってまん延防止に取り組むためには、全都道府県が足並みをそろえて感染拡大防止の取組が行われる必要があることなどから、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域として感染拡大の防止に向けた対策を促してきた。

その後の状況を見ると、未だ全国的に、相当数の新規報告数が確認され

ており、今後の急激な感染拡大を抑止できる程度にまで、新規感染者を減少させるための取組を継続する必要があることなどから、引き続き、現在の枠組みを維持し、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域（特定警戒都道府県は前記の13都道府県とする。）として感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある。

ただし、特定警戒都道府県とそれ以外の特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）では、感染の状況等が異なることから、特定警戒都道府県においては、引き続き、これまでと同様の取組が必要である一方、それ以外の特定都道府県においては、県下における感染の状況を踏まえつつ、「三つの密」の回避を中心とした、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していくこととする。

また、現在は、全都道府県が緊急事態措置の対象とされているが、今後の対象地域の判断にあたっては、例えば、以下のように感染状況（疫学的状況）、医療提供体制（医療状況）等を踏まえて、総合的に判断していく。

#### ①感染状況（疫学的状況）

- ・ 新規感染者数等の水準、近隣都道府県の感染状況など。

#### ②医療提供体制

- ・ 医師が必要と認めるPCR等の検査。
- ・ 院内感染の制御。
- ・ 救急医療など、その他の一般医療への影響。
- ・ 新型コロナウイルス検査における感染疑い例への医療提供ないしフォローアップ体制。
- ・ 医療機関の役割分担の明確化や患者受入先の調整機能。
- ・ 重症・重篤例の診療体制。
- ・ 病床の稼働状況やその動向を迅速に把握・共有できる体制。
- ・ 軽症者等に対応する宿泊療養施設等の確保など、今後の患者の増大を見据え、重症者から軽症者まで病状に応じた迅速な対応を可能にする医療提供体制。

今回の感染拡大防止のための取組は政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって行うものであることを踏まえ、地域の実情を踏まえつつ、迅速かつ適切に感染拡大防止のための措置を講ずることが必要である。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- ・ 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、発症前2日の者や無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされている。
- ・ 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。
- ・ これまで、繁華街の接待を伴う飲食店、ライブハウス、スポーツジムにおいて感染者が確認されてきたが、現在では医療機関及び福祉施設等での集団感染が増加している状況であり、限定的に日常生活の中での感染のリスクが生じてきているものの、広く市中で感染が拡大しているわけではないと考えられる。
- ・ 世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において潜伏期間は1-14日（一般的には約5日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報など

も踏まえて、濃厚接触者については 14 日間にわたり健康状態を観察することとしている。

- 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が 1 週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）や強い味覚・嗅覚障害を訴える人が多いことが報告されている。
- 中国における報告（令和 2 年 3 月 9 日公表）では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は 11 日間と、季節性インフルエンザの 3 日間よりも、長くなることが報告されている。
- 罹患しても約 8 割は軽症で経過し、また、感染者の 8 割は人への感染はないと報告されている。さらに入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されている。
- 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告（令和 2 年 2 月 28 日公表）では、確定患者での致死率は 2.3%、中等度以上の肺炎の割合は 18.5%であることが報告されている。季節性インフルエンザに関しては、致死率は 0.00016%-0.001%程度、肺炎の割合は 1.1%-4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約 0.1%であることが報告されている。このように新型コロナウイルス感染症における致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡者の割合は、60 歳以上の者では 6%であったのに対して、30 歳未満の者では 0.2%であったとされている。
- また、日本における報告（令和 2 年 4 月 30 日公表）では、症例の大部分は 20 歳以上、重症化の割合は 7.7%、致死率は 2.5%であり、60 歳以上の者及び男性における重症化する割合及び致死率が高いと報告されている。
- 日本国内におけるウイルスの遺伝子的な特徴を調べた研究によると、令和 2 年 1 月から 2 月にかけて、中国武漢から日本国内に侵入した新型コロナウイルスは 3 月末から 4 月中旬に封じ込められた（第一波）一方で、その後欧米経



由で侵入した新型コロナウイルスが日本国内に拡散したものと考えられている（第二波）。

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づき、令和2年3月31日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は9.0日であった。
- ・ 現時点では、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは存在せず、治療方法としては対症療法が中心である。なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。その一方で、治療薬については、いくつか既存の治療薬から候補薬が出てきており、患者の観察研究等が進められている。
- ・ 現時点では、新型コロナウイルス感染症は不明な点が多い感染症である。

## 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ① 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ② サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ③ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- ④ 未だ全国の新規報告数は200人程度の水準となっていることや医療提供体制の負荷に対応する必要はあるものの、新規報告数が減少傾向に転じていること等に鑑み、まん延防止策を講じるにあたっては、以下の点に留意しつつ、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に移行していくものとする。

- ・ 地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、段階的

に社会経済の活動レベルを上げていくこと。

- ・まん延の状況は地域によって異なることから、各都道府県知事が適切に判断する必要があること。その際、人の移動があることから、隣県など社会経済的につながりのある地域のまん延状況に留意する必要があること。
- ・段階的に社会経済の活動レベルを上げるとしても、全ての住民、事業者において、後述するように感染拡大を予防する新しい生活様式を定着させる必要があること。また、仮に、再度、感染の拡大が認められた場合には、厳しい行動変容の要請を行う必要があること。

### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

#### (1) 情報提供・共有

- ① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。
  - ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
  - ・ 国民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
  - ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底。
  - ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
  - ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
  - ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方をわかりやすく周知。
  - ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
  - ・ 「新しい生活様式」の在り方の周知。
  - ・ 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混み



や近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。

- ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。
- ・ 今回の対策では、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は政府として実施しないことを周知し、国民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。

- ② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。
- ③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。
- ④ 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。また、政府は、日本の感染対策や感染状況の十分な理解を醸成するよう、諸外国に対して情報発信に努める。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。

- ⑨ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

## (2) サーベイランス・情報収集

- ① 感染症法第 12 条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② 厚生労働省及び特定都道府県、保健所設置市、特別区（以下「特定都道府県等」という。）は、感染が急速に拡大する中で、必要な検査ができるよう、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化を図るとともに、地域の関係団体と連携して地域外来・検査センターの設置等を進める。また、特定都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図り、民間の検査機関等を活用する。
- ③ 厚生労働省は、医療機関や保健所の事務負担の軽減を図りつつ、患者等に関する情報を関係者で迅速に共有するための情報把握・管理支援システムを早急に構築する。また、本システムを活用し、都道府県別の陽性者数やPCR等検査の実施状況などの統計データの収集・分析を行い、より効果的・効率的な対策に活用していく。
- ④ 政府は、医療機関の空床状況や人工呼吸器・ECMOの保有・稼働状況等を迅速に把握するシステム（医療機関情報把握システム）を構築・運営し、医療提供状況を一元的かつ即座に把握するとともに、都道府県等にも提供し、迅速な患者の受入調整等にも活用する。
- ⑤ 厚生労働省は、感染症法第 12 条に基づく医師の届出とは別に、国内の流行状況等を把握するため、抗体保有状況に関する調査など有効なサーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築にあたっては現場が混乱しないように留意する。
- ⑥ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑦ 政府は、迅速診断用の簡易検査キット等の開発を引き続き可及的速やかに

進める。

- ⑧ 都道府県は、県下の感染状況について、リスク評価を行う。

### (3) まん延防止

#### 1) 外出の自粛（後述する職場への出勤を除く）

- ① 特定警戒都道府県は、引き続き、「最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減」を目指して、法第 45 条第 1 項に基づく外出の自粛について協力の要請を行うものとする。その際、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促す。また、現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す。

一方、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とする。

また、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策の徹底は当然として、接触機会の 8 割低減を目指し、あらゆる機会を捉えて、専門家会議で示された「人との接触を 8 割減らす、10 のポイント」「新しい生活様式の実践例」等を活用して住民に周知を行うものとする。

- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第 24 条第 9 項等に基づき、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促すとともに、現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す。

このほか、現にクラスターが多数発生しているような場や、「三つの密」のある場については、これまでと同様、外出を自粛するよう促すものとする。

一方で、これら以外の外出については、5 月 1 日及び 4 日の専門家会

議の提言を踏まえ、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を住民に求めていくものとする。

その際、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、こうした新しい生活様式を定着していくことの趣旨や必要性について、あらゆる機会を捉えて、専門家会議で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」等を活用して住民に周知を行うものとする。

なお、仮に、再度、感染の拡大傾向が認められる地域については、必要に応じて、上記①と同様の行動制限を求めることを検討する。

## 2) 催物（イベント等）の開催制限

特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、クラスターが発生するおそれがある催物（イベント等）や「三つの密」のある集まりについては、法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等を行うものとする。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、適切に対応する。ただし、リスクの態様に十分留意すること。

また、まん延防止にあたっては、導入が検討されている接触確認アプリやSNS等の技術を活用した催物参加者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。

## 3) 施設の使用制限等（前述した催物（イベント等）の開催制限、後述する学校等を除く）

- ① 特定警戒都道府県は、法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等を行うものとする。これらの場合における要請等にあたっては、第1段階として法第24条第9項による協力の要請を行うこととし、それ



に正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第2段階として法第45条第2項に基づく要請、次いで同条第3項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。

特定警戒都道府県は、法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の要請を行い、また、法第45条第2項から第4項までに基づく施設の使用制限等の要請、指示を行うにあたっては、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極め、専門家の意見も聴きつつ行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性及びまん延の状況を踏まえ、施設の使用制限等の要請、指示の対象となる施設等の所要の規定の整備を行うものとする。

なお、施設の使用制限の要請等を検討するにあたっては、これまでの対策に係る施設の種別ごとの効果やリスクの態様、対策が長く続くことによる社会経済や住民の生活・健康等への影響について留意し、地域におけるまん延状況等に応じて、各都道府県知事が適切に判断するものとする。例えば、博物館、美術館、図書館などについては、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられる。また、屋外公園を閉鎖している場合にも、同様に対応していくことが考えられる。

また、特定警戒都道府県は、特定の施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求めることとする。

- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第24条第9項等に基づく施設の使用制限の要請等については、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から、地域の実情に応じて判断を行うものとする。その際、クラスター発生の状況が一定程度、明らかになった中で、現にクラスターが多数発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設の使用制限の要請等を行うことを検討する。一方で、クラスターの発生が見られない施設について

は、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。また、まん延防止にあたっては、導入が検討されている接触確認アプリやSNS等の技術を活用して、施設利用者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。

特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の要請を行い、また、法第45条第2項から第4項までに基づく施設の使用制限等の要請、指示を行うにあたっては、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極め、専門家の意見も聴きつつ行うものとする。

なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、特定の施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求める。

- ③ 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとし、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言を行うこととする。

#### 4) 職場への出勤等

- ① 特定警戒都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
- ・ 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、引き続き、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。
  - ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を引き続き強力に推進すること。



- ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
  - ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。
- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
- ・ 引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進すること。
  - ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
  - ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

## 5) 学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」、及び5月1日に発出した「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」等において示した臨時休業の実施に係る考え方について

周知を行い、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

- ② 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、保育の縮小や臨時休園等についての考え方を示す。その際、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど保育等の提供を縮小して実施することや、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ臨時休園することの考え方を示す。

## 6) 水際対策

- ① 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。
- ② 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ③ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第 29 条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。

## 7) クラスター対策の強化

- ① 特定都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う。
- ② 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策にあたる専門家の確保

及び育成を行う。

- ③ 厚生労働省及び特定都道府県等は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- ④ 政府及び特定都道府県等は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、特定都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。さらに、特定都道府県等は、クラスターの発見に資するよう、自治体間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 20 条に基づく総合調整を行う。また、接触確認アプリや SNS 等の技術の活用も含め、効率的な感染対策や感染状況等の把握を行う仕組みを政府として早期に導入し、厚生労働省及び各保健所等と連携することにより、より効果的なクラスター対策につがなげていく。

#### 8) その他共通的事項等

- ① 特定都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。特定都道府県は、緊急事態措置を講じるにあたっては、法第 5 条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、住民に対し丁寧に説明する。特定都道府県は、緊急事態措置を実施するにあたっては、法第 20 条に基づき政府対策本部と密接に情報共有を行う。政府対策本部は、専門家の意見を聴きながら、必要に応じ、特定都道府県と総合調整を行う。
- ② 政府及び地方公共団体は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることから、緊急事態措置を講じるにあたっては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を図ることに留意する。
- ③ 地方公共団体は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」(都市封鎖)のような施策とは異なるものであることを、政府と協力しつつ、住民

に対し周知する。加えて、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、住民に冷静な対応を促す。

- ④ 政府及び地方公共団体は、緊急事態措置の実施にあたっては、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ⑤ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

#### (4) 医療等

- ① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、厚生労働省と特定都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 重症者等に対する医療提供に重点を置くべき地域では、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者(以下「軽症者等」という。)は、宿泊施設等での療養とすることで、入院治療が必要な患者への医療提供体制の確保を図ること。

特に、家庭内での感染防止や症状急変時の対応のため、宿泊施設が十分に確保されているような地域では、軽症者等は宿泊療養を基本とする。そのため、特定都道府県は、ホテルなどの一時的な宿泊療養施設及び運営体制の確保に努めるとともに、国は、特定都道府県と密接に連携し、その取組を支援すること。

子育て等の家庭の事情により本人が自宅での療養を選択する場合等においては、自宅療養を行う。その際には、特定都道府県等は電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。

- ・ 特定都道府県は、患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障害者、子ども等がいる場合は、市町村福祉部



門の協力を得て、ケアマネジャー、相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行うこと。

- ・ 病床の確保について、特定都道府県は、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等を活用して、ピーク時の入院患者の受入れを踏まえて、必要な病床を確保すること。

また、医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討し、空床確保に努めること。

さらに、特定都道府県は、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、法第48条に基づく臨時の医療施設の開設について検討すること。厚生労働省は、その検討にあたって、必要な支援を行うこと。

- ・ 特定都道府県は、患者受入調整や移送調整を行う体制を整備するとともに、医療機関情報把握システムも活用し、患者受入調整に必要な医療機関の情報の見える化を行っておくこと。また、厚生労働省は、特定都道府県が患者搬送コーディネーターの配置を行うことについて、必要な支援を行うこと。
- ・ さらに、感染拡大に伴う患者の急増に備え、特定都道府県は、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。

② 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、厚生労働省と特定都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。
- ・ また、特定都道府県等は、関係機関と協力して、集中的に検査を実

施する機関（地域外来・検査センター）の設置や、帰国者・接触者外来への医療従事者の派遣を行うこと。

また、大型テントやプレハブ、いわゆるドライブスルー方式やウォークスルー方式による診療を行うことで、効率的な診療・検査体制を確保すること。

- ・ さらに患者が増加し、増設した帰国者・接触者外来や地域外来・検査センターでの医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する特定都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。

こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、肺炎が疑われるような強いだるさや息苦しさがあるなど状態が変化した場合は、すぐにでもかかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。

- ・ 特定都道府県は、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。

③ 新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するため、厚生労働省と特定都道府県は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 特定都道府県は、地域の医療機能を維持する観点から、新型コロナウイルス感染症以外の疾患等の患者受入れも含めて、地域の医療機関の役割分担を推進すること。
- ・ 患者と医療従事者双方の新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、初診を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を推進すること。

④ 医療従事者の確保のため、厚生労働省と特定都道府県等は、関係機関と



協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 特定都道府県等は、現場で従事している医療従事者の休職・離職防止策や、潜在有資格者の現場復帰、医療現場の人材配置の転換等を推進すること。
- ・ 厚生労働省は、特定都道府県が法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等を行うにあたって、必要な支援を実施すること。

⑤ 医療物資の確保のため、政府と都道府県等、関係機関は協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 政府及び特定都道府県は、医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、医療機関情報把握システムも活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
- ・ 政府及び特定都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者に P C R 検査や入院の受入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。

⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、厚生労働省と地方公共団体は、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。

- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、
  - ▶ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、
  - ▶ 症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する、
  - ▶ 手洗い・手指消毒の徹底、
  - ▶ パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、
  - ▶ 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、

- ▶ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、などの対策に万全を期すこと。
  - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。
  - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
  - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。
- ⑦ 特定都道府県は、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。
- また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。加えて、検査体制を踏まえ、手術や医療的処置前などにおいて、当該患者について医師の判断により、PCR等検査が実施できる体制をとる。
- ⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。
- ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないよう、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。
  - ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策の徹底に加え、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進すること。

- ・ 小児医療について、関係学会等の意見を聞きながら、診療体制を検討し、地方公共団体と協力して体制整備を進めること。
- ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。
- ・ 関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。
- ・ ワクチンについて、関係省庁・関係機関と連携し、迅速に開発等を進め、できるだけ早期に実用化し、国民に供給することを目指すこと。
- ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮すること。

⑨ 政府は、上記に関し、地方公共団体等に対する必要な支援を行う。

#### (5) 経済・雇用対策

政府は、令和2年度補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の各施策を、国・地方を挙げて迅速かつ着実に実行することにより、感染拡大を防止し、事態の早期収束に全力で取り組むとともに、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期す。引き続き、内外における事態の収束までの期間と拡がり、経済や国民生活への影響を注意深く見極め、必要に応じて、時宜を逸することなく臨機応変かつ果敢に対応する。

#### (6) その他重要な留意事項

##### 1) 人権への配慮、社会課題への対応等

- ① 政府は、患者・感染者、その家族や治療・対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ② 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。

- ③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。
- ④ 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施する。
- ⑤ 政府及び地方公共団体は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要に応じ、法第 59 条に基づく措置を講じる。
- ⑥ 政府は、地方公共団体と連携し、対策が長期化する中で生ずる様々な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。
  - ・ 長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力や児童虐待。
  - ・ 情報公開と人権との協調への配慮。
  - ・ 営業自粛等による倒産、失業、自殺等。
  - ・ 社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活。
  - ・ 外出自粛等の下での高齢者等の健康維持・介護サービス確保。
- ⑦ 政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳を持ってお別れ、火葬等が行われるための適切な方法について、周知を行う。

## 2) 物資・資材等の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じ、マスク、個人防護具や消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等の必要な物資を国の責任で確保し、必要に応じ、法第 54 条に基づく緊急輸送の要請や法第 55 条に基づく売渡しの要請等を行う。例えば、マスク等を国で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布することや、感染拡大防止策が特に必要と考えられる地域に

において必要な配布を行う。

- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）第 26 条第 1 項を適用し、マスクの転売行為を禁止するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者へ冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬の原薬を含む医薬品、医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

### 3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。
- ② 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体、経済団体等の関係者の意見を十分聞きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策にあたる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHO や諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的に WHO 等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。
- ⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。
- ⑥ 特定都道府県は、近隣の特定都道府県が緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたり、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑦ 特定都道府県は、緊急事態宣言後の様々な措置を実施するにあたっては、予め政府対策本部と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策



本部長は、特定都道府県が適切に緊急事態措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、特定都道府県と総合調整を行う。

- ⑧ 緊急事態宣言後の様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

#### 4) 社会機能の維持

- ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を予め講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの活用を努める。
- ② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないように、必要な支援を行う。
- ④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。
- ⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。
- ⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

#### 5) 緊急事態宣言後の取組

政府は、緊急事態宣言を行った後にも、特定都道府県や基本的対処方針等諮問委員会等との定期的な情報交換を通じ、感染状況の変化、施策



の実施状況等を定期的に分析・評価を行う。その上で、必要に応じて、国民や関係者へ情報発信を行う。また、緊急事態解除宣言を行った後にも、引き続き、警戒を行い、国内外の感染状況を分析し、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施する。

#### 6) その他

- ① 政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても、講ずることとする。
- ② 今後の状況が、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制のひっ迫の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。
- ③ 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態の継続若しくは終了するにあたっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

### 1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

### 2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

### 3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
  - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
  - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
  - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
  - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
  - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
  - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
  - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

#### 4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

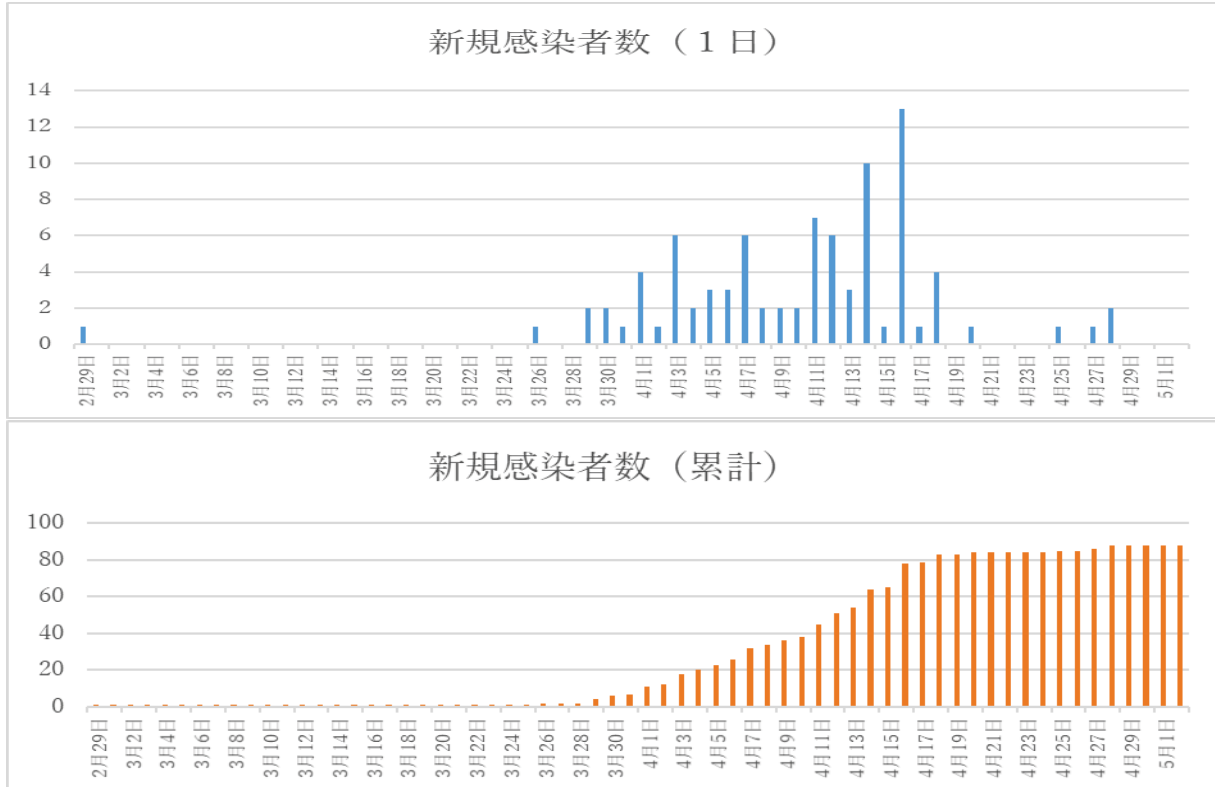
#### 5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

## 宮城県における感染状況及び医療提供体制についての検証

(「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月1日, 4日)に即して)

## 1 感染状況(疫学的状況)



## (1) 感染者数

- ・累積感染者数は4月中旬以降横ばいとなり、4/29から新規発生はなし。
- ・累積感染者数88名のうち仙台市が64名を占める。仙台市以外では24名(塩釜保健所管内13, 大崎9, 気仙沼1, 県外1)で、仙南, 栗原, 登米, 石巻管内は依然として患者ゼロ。
- ・88名のうち、クラスター関連の患者が32名。

## (2) 倍加時間(感染者数が2倍となる目安の日数)

- ・4/1~4/7 平均は3日, 4/22~4/28 平均は12.5日, 4/28時点は17日。
- (参考) 東京都5/1時点の直近7日間は3.8日

## (3) 感染経路不明の感染者の割合

- ・現時点で、感染経路が推定できない感染者は1割程度である。
- (参考) 全国で感染経路が特定できていない感染者61%(5/3現在,5/1までの状況)

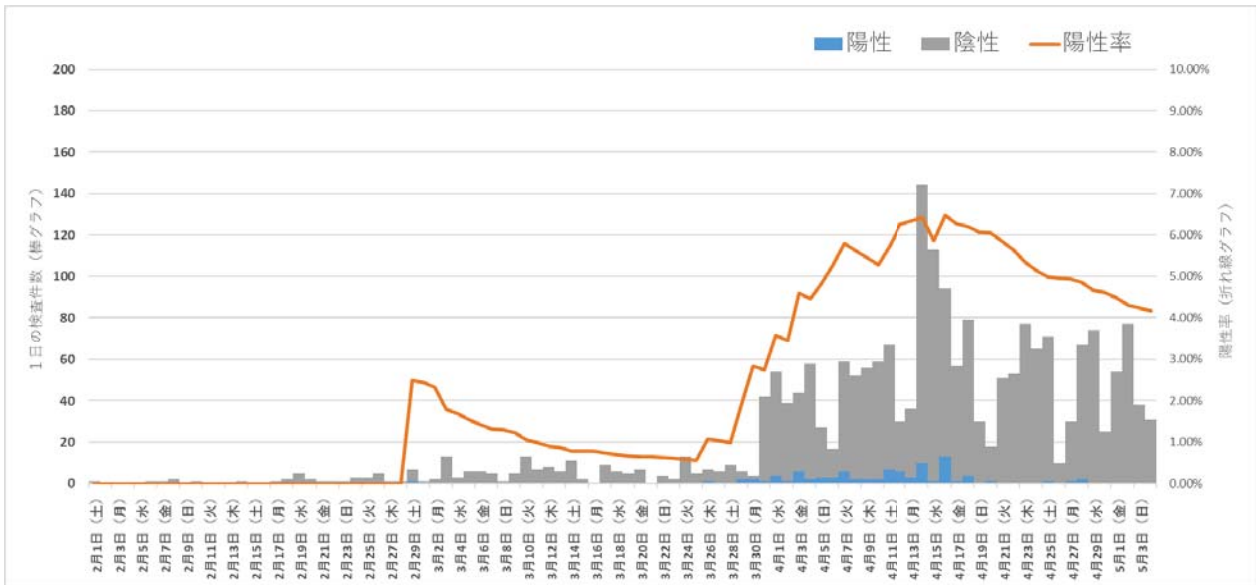
## (4) 近隣都道府県の感染状況

累積感染者数(5/3現在): 岩手県0人, 秋田県16人, 山形県68人, 福島県78人  
人口10万対発生数(累積): 宮城県3.8, 山形県6.1, 福島県3.8

以上から、現時点では感染が一定範囲に抑えられている状況ではある。

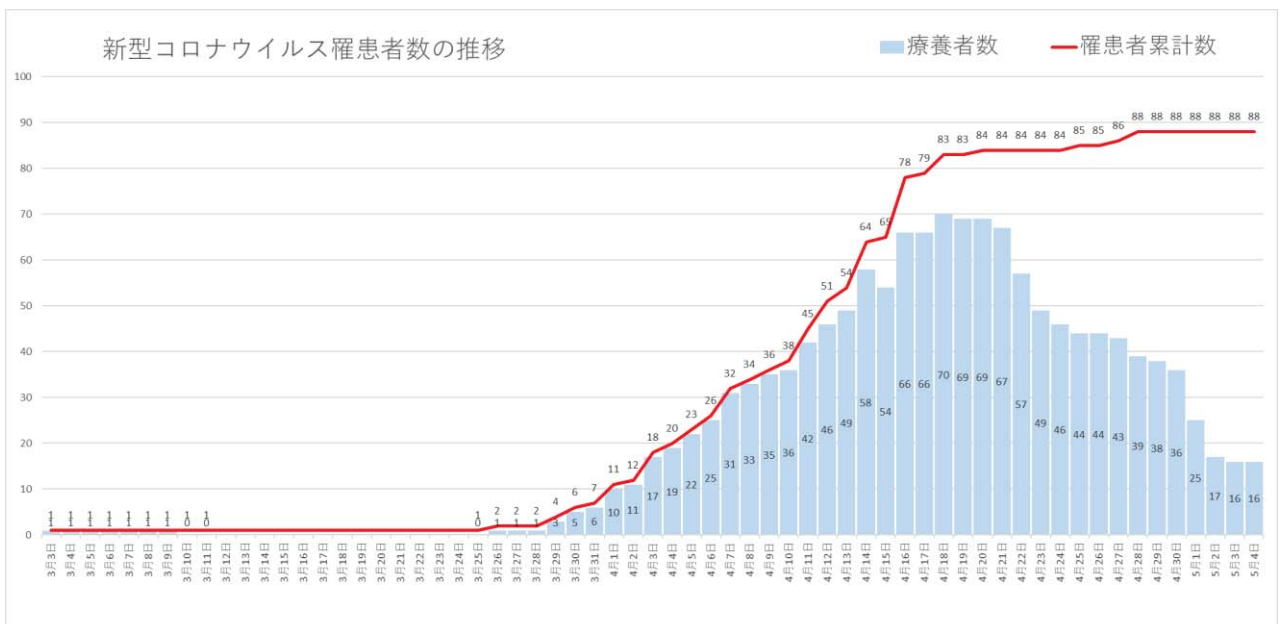
## 2 医療提供体制

### (1) PCR検査及び外来体制



- ・3 機関（県保健環境センター、仙台市衛生検査所、宮城県医師会健康センター）の1日最大検査数は合計180件。累積検査件数2,110件（5/4現在）。
- ・帰国者接触者外来は、現在22機関で運用中。このうち、仙台市内に開設した東北大学病院の臨時診療所（ドライブスルー方式、4/21～。1日最大検査数100件）は、県医師会の独自基準を設けて、軽症疑い案件の診察と検体取得を実施している（5/1現在、累積87件）。
- ・県内の複数箇所での発熱外来の設置など、医師会と連携して効率的な外来・検査の流れが検討されている。

### (2) 入院体制



- ・陽性患者88名の現在の状況（5/4現在）  
（内訳）医療機関入院中10名、宿泊療養中6名、退院・療養解除72人



- ・自宅療養（現時点ではゼロ）は、同居する家族の事情などからやむを得ず在宅する場合であり、軽症に限って認め、健康観察を継続することとしている。
- ・また、宿泊療養は現在、仙台市内に 200 室を確保（4/16～）。医師及び看護師が 24 時間常駐して健康管理にあたるほか、事務職員も 24 時間体制で運営サポート。現状では、まず医療機関に入院して健康状態を確認した上で搬送する運用である。
- ・入院医療機関は、感染症指定医療機関（7 病院 29 床）以外に、入院協力医療機関を 13 病院 64 床確保している。
- ・現時点（5/5）の受入可能数は、重症 10 名、重症以外 74 名。利用可能な ECMO は 11 名、人工呼吸器（成人）97 名、同（小児新生児）21 名である。
- ・以上から、医療機関及び宿泊施設の受入体制については、今後、相当程度以上に集中した患者発生（平均在院期間 2～3 週間）がなければ、当面は対応可能と考えられる。

### （3）保健所等の体制

- ・コールセンター及び医療機関からの問い合わせ対応、外来受診調整、検体搬送、入院先調整、疫学調査などの業務を担い、一時期逼迫する期間もあったが、機動的な人員応援体制を実施している（県の場合、保健所に対して保健師等 19 名（非常勤含む）、事務職 15 名を増員中）。
- ・新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部を設置（4/9）。当初保健所で入院先調整をしていたが、軽症者の宿泊療養先調整開始に伴い県調整本部に一本化している。
- ・県調整本部（1 箇所）において、宮城県、仙台市を通じて、患者の基本情報を受け、入院（転院）、医療機関（宿泊療養施設含む）の調整・決定などを一元的に実施。
- ・病床の稼働状況を迅速に把握・共有する体制としては、県救急医療情報システムを活用して運用中。

外出自粛等要請前後における人口変動（主要地点における比較）について

データ出典：NTTドコモ/ドコモ・インサイトマーケティング社「モバイル空間統計」

単位：人、%

場所	区分	金曜日			土曜日			日曜日		
		1~2月平均	4月17日	5月1日	1~2月平均	4月18日	5月2日	1~2月平均	4月19日	5月3日
仙台駅周辺	(14時台)	38,522	25,176	17,467	37,020	13,821	12,063	34,825	11,826	9,998
		100.0	65.4	<b>45.3</b>	100.0	37.3	<b>32.6</b>	100.0	34.0	<b>28.7</b>
	(20時台)	30,402	11,574	6,892	26,991	6,265	5,299	20,777	5,555	4,748
		100.0	38.1	<b>22.7</b>	100.0	23.2	<b>19.6</b>	100.0	26.7	<b>22.9</b>
国分町周辺	(14時台)	32,119	24,437	17,234	25,801	10,895	9,244	23,619	9,185	7,585
		100.0	76.1	<b>53.7</b>	100.0	42.2	<b>35.8</b>	100.0	38.9	<b>32.1</b>
	(20時台)	29,126	11,067	7,031	27,000	6,730	5,827	15,730	4,949	4,257
		100.0	38.0	<b>24.1</b>	100.0	24.9	<b>21.6</b>	100.0	31.5	<b>27.1</b>
長町南周辺	(14時台)	6,936	6,005	5,219	8,672	6,525	5,537	9,010	5,769	5,398
		100.0	86.6	<b>75.2</b>	100.0	75.2	<b>63.8</b>	100.0	64.0	<b>59.9</b>
	(20時台)	6,132	5,490	5,102	6,586	5,159	5,180	6,241	5,095	5,030
		100.0	89.5	<b>83.2</b>	100.0	78.3	<b>78.7</b>	100.0	81.6	<b>80.6</b>
泉中央周辺	(14時台)	8,283	6,742	5,979	9,094	5,861	5,552	8,460	5,516	5,286
		100.0	81.4	<b>72.2</b>	100.0	64.4	<b>61.1</b>	100.0	65.2	<b>62.5</b>
	(20時台)	6,975	5,043	4,417	6,591	4,540	4,214	5,897	4,238	4,176
		100.0	72.3	<b>63.3</b>	100.0	68.9	<b>63.9</b>	100.0	71.9	<b>70.8</b>
利府町 (イオンモール 付近)	(14時台)	1,744	1,461	1,242	2,042	1,243	1,283	2,212	1,207	1,144
		100.0	83.8	<b>71.2</b>	100.0	60.9	<b>62.8</b>	100.0	54.6	<b>51.7</b>
	(20時台)	1,004	783	691	1,021	627	660	942	659	637
		100.0	78.0	<b>68.8</b>	100.0	61.4	<b>64.6</b>	100.0	70.0	<b>67.6</b>
石巻駅周辺	(14時台)	1,188	1,192	1,288	660	648	639	643	596	585
		100.0	100.3	<b>108.4</b>	100.0	98.2	<b>96.8</b>	100.0	92.7	<b>91.0</b>
	(20時台)	697	739	668	640	536	519	554	498	492
		100.0	106.0	<b>95.8</b>	100.0	83.8	<b>81.1</b>	100.0	89.9	<b>88.8</b>
気仙沼市 (内湾地区)	(14時台)	852	864	800	559	514	490	525	392	401
		100.0	101.4	<b>93.9</b>	100.0	91.9	<b>87.7</b>	100.0	74.7	<b>76.4</b>
	(20時台)	507	472	438	457	392	418	389	382	383
		100.0	93.1	<b>86.4</b>	100.0	85.8	<b>91.5</b>	100.0	98.2	<b>98.5</b>
南三陸町 (さんさん商店 街)	(14時台)	204	165	206	265	168	241	299	130	254
		100.0	80.9	<b>101.0</b>	100.0	63.4	<b>90.9</b>	100.0	43.5	<b>84.9</b>
	(20時台)	53	24	54	55	36	39	40	32	31
		100.0	61.5	<b>101.9</b>	100.0	65.5	<b>70.9</b>	100.0	80.0	<b>77.5</b>
松島海岸	(14時台)	467	383	389	606	346	367	673	292	342
		100.0	82.0	<b>83.3</b>	100.0	57.1	<b>60.6</b>	100.0	43.4	<b>50.8</b>
	(20時台)	390	319	260	431	295	316	387	234	369
		100.0	81.8	<b>66.7</b>	100.0	68.4	<b>73.3</b>	100.0	60.5	<b>95.3</b>
古川駅周辺	(14時台)	2,136	1,749	1,639	2,072	1,490	1,412	1,891	1,351	1,261
		100.0	81.9	<b>76.7</b>	100.0	71.9	<b>68.1</b>	100.0	71.4	<b>66.7</b>
	(20時台)	2,250	1,371	1,180	2,289	1,260	1,082	1,645	1,149	1,005
		100.0	60.9	<b>52.4</b>	100.0	55.0	<b>47.3</b>	100.0	69.8	<b>61.1</b>
鳴子温泉	(14時台)	164	119	188	183	139	132	181	80	123
		100.0	72.6	<b>114.6</b>	100.0	76.0	<b>72.1</b>	100.0	44.2	<b>68.0</b>
	(20時台)	243	79	144	286	106	136	227	160	71
		100.0	32.5	<b>59.3</b>	100.0	37.1	<b>47.6</b>	100.0	70.5	<b>31.3</b>
名取市 (杜せきのした 駅)	(14時台)	3,010	1,761	1,028	4,338	1,304	1,151	5,141	1,347	1,123
		100.0	58.5	<b>34.2</b>	100.0	30.1	<b>26.5</b>	100.0	26.2	<b>21.8</b>
	(20時台)	1,671	1,240	669	1,950	648	626	1,725	634	591
		100.0	74.2	<b>40.0</b>	100.0	33.2	<b>32.1</b>	100.0	36.8	<b>34.3</b>
大河原駅周辺	(14時台)	971	882	931	838	878	806	799	882	864
		100.0	90.8	<b>95.9</b>	100.0	104.8	<b>96.2</b>	100.0	110.4	<b>108.1</b>
	(20時台)	1,081	960	892	1,089	977	899	978	875	888
		100.0	88.8	<b>82.5</b>	100.0	89.7	<b>82.6</b>	100.0	89.5	<b>90.8</b>

<参考>

- 4月 3日：知事・仙台市長共同記者会見「不要不急の外出自粛要請」
- 4月 7日：国の「緊急事態宣言」（7都府県）
- 4月 9日：宮城県医師会「医療危機的状況宣言」（県新型コロナウイルス感染症対策本部会議後）
- 4月11日：国の「基本的対処方針」改定（繁華街への外出自粛要請を全国に拡大、出勤7割減など）
- 4月16日：国の「緊急事態宣言」対象地域を全国に拡大
- 4月21日：特措法に基づく休業要請を決定（4/25～5/6まで）
- 4月24日：東北・新潟緊急共同宣言





## 緊急事態措置の移行等について

## (特措法に基づく緊急事態措置)

緊急事態措置:5月6日まで(特措法の根拠条項)	
1	<p><b>外出の自粛要請(第45条第1項) 4/17~5/6</b>            ○生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛を要請。            ○大型連休期間においては、不要不急の帰省や旅行など、県をまたいで移動することは自粛するよう要請。            ○繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、強く自粛を要請。            ○やむを得ず外出する場合は、「三つの密」を避ける行動の徹底や、必要最小限の人数や時間での外出、在宅勤務(テレワーク)や時差出勤などを徹底。</p>
2	<p><b>催物開催の自粛要請(第24条第9項) 4/17~5/6</b>            ○屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生するおそれのあるイベント、パーティー等のイベント主催者に対し、催物開催の自粛を要請。            ○生活の維持に必要なものを開催する場合については、感染予防・拡大防止策を徹底。</p>
3	<p><b>施設の使用停止等の要請(第24条第9項・第45条第2項外) 4/25~5/6</b>            ○施設の使用停止等を要請。特措法の対象外施設についても、停止要請の趣旨に基づき、適切な対応への協力を依頼。            ○保育所や放課後児童クラブ(学童保育)への休業要請は行わないが、家庭での保育が可能な方は、できる限り、利用を控えるよう呼びかけ。</p>
4	<p><b>スーパーマーケット等における感染拡大防止についての協力要請(第24条第9項) 4/24~5/6</b>            ○入場制限や一方通行の誘導、人と人との距離の確保、共用部の定期的な消毒や手指消毒の徹底、会話時の距離確保や対面時のパーティションの設定などの対策を依頼。            ○混雑時は避け、買物の人数は最小限にする。人と人の距離を適切に保つ。</p>

基本的対処方針変更に伴う緊急事態措置:5月7日から5月31日まで(特措法の根拠条項)	
⇒ 1	<p><b>外出の自粛要請等(第24条第9項) 5/7~5/31</b> <span style="float:right">資料5</span>            ○不要不急の帰省や旅行など、県境をまたいで移動は自粛するよう要請。            ○繁華街の接待を伴う飲食店等への外出については、年齢等を問わず、自粛を要請。            ○これら以外に外出する場合は、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底を求める。「新しい生活様式」については「人と人の接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」等を参考とする。</p>
⇒ 2	<p><b>職場における感染防止対策等に係る取組の要請(第24条第9項) 5/7~5/31</b> <span style="float:right">資料5</span>            ○事業者に対し、引き続き、在宅勤務(テレワーク)を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人と人の接触を低減する取組を推進するよう、協力を依頼。            ○事業者に対し、職場における感染防止のための取組や、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう、協力を依頼。</p>
⇒ 3	<p><b>催物(イベント等)開催の自粛要請(第24条第9項) 5/7~5/31</b> <span style="float:right">資料5</span>            ○クラスターが発生するおそれがある催物(イベント等)や「三つの密」のある集まりについては、開催の自粛を要請。            ○特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を要請。            ○感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、主催者に対し、リスクの態様に応じて適切に対応するよう要請。</p>
⇒ 4	<p><b>施設における感染防止対策の徹底の要請(第24条第9項) 5/7~5/31</b> <span style="float:right">資料5</span>            ○施設管理者に対し、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底や施設類型ごとの留意事項に基づく対応について、強く要請。            ○施設管理者に対し、利用者が集中するおそれがあるときは、入場者の制限等の適切な対応を行うよう要請。            ○事業者及び関係団体に対し、今後の持続的な対策を見据え、5月4日の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることを要請。            ○国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続するよう依頼。</p>

## (特措法に基づかない対応)

これまでの対応	
5	<p><b>県民等への呼びかけ・メッセージ</b>            4月3日 緊急共同記者会見(知事、仙台市長、宮城県医師会長、仙台市医師会長)            4月9日 共同記者会見(知事、宮城県医師会長、東北大学病院長、県感染症対策委員会委員長)</p>
6	<p><b>東北・新潟緊急共同宣言(4月24日)</b>            ・都道府県をまたいだ不要不急の移動の自粛、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛、外出の場合も三密回避の徹底を依頼。            ・在宅勤務など接触機会低減の取組、従業員・利用者等に対する感染防止対策、症状が見られる従業員の出勤停止等の徹底を依頼。店舗等における利用者の密集対策を依頼。</p>

基本的対処方針変更に伴う対応	
⇒ 5	<p><b>県民等への呼びかけ・メッセージ</b> <span style="float:right">資料5</span>            ・資料5「県民の皆様へ」について、県ホームページに掲載</p>
⇒ 6	<p><b>東北・新潟緊急共同宣言</b>            ・今後の実施に向けて、他県等と検討を行う。</p>



(県の対応)

これまでの対応	
7	<b>学校における休校等の対応</b> ・ <u>県立学校については5月10日まで休校</u> ・ <u>市町村立学校についても、同様の対応を依頼</u>
8	<b>県有施設における対応</b> ・ <u>屋内施設は利用休止</u> ・ <u>屋外施設は対象外とするが、屋外施設に付属する運動施設、集会施設等は休止</u>
9	<b>県主催のイベント・会議等に関する考え方について</b> ・ <u>緊急事態措置(催物開催の自粛要請)に応じた運用</u>

⇒

基本的対処方針変更に伴う対応	
7	<b>学校における休校等の対応</b> <span style="float: right;">資料6</span> ・ <u>県立学校については5月31日まで臨時休業を延長</u> ・ <u>休業期間内において、感染リスクの低い教育活動から段階的に取組を進め、学校再開に繋げていく。</u> ・ <u>市町村立学校についても、同様の対応を依頼。5月31日以前に再開する場合は、感染リスクを抑えるための事前の十分な検討を依頼。</u>
8	<b>県有施設における対応</b> <span style="float: right;">資料7</span> ・ <u>屋内施設は適切な感染予防対策を講じた上で、順次再開(集会施設を除く。)</u> ・ <u>屋外施設は順次再開(遊具等、子どもの密集した利用が想定されるものを除く。)</u>
9	<b>県主催のイベント・会議等に関する考え方について</b> <span style="float: right;">資料8</span> ・ <u>緊急事態措置の変更に伴い改訂</u>
10	<b>「新しい生活様式」を踏まえた職場における感染予防について</b> <span style="float: right;">資料9</span> ・ <u>業務継続及び感染予防と「働き方の新しいスタイル」の導入</u>



# 宮城県における緊急事態措置（5月7日以降）について

## 県民の皆様へ

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の推進にあたっては、これまで県民の皆様お一人おひとりに御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

また、大変厳しい状況の中、最前線で御尽力されている医療従事者の方々におかれましては、県民を代表し、深く感謝申し上げます。

皆様の御協力により、現時点で、本県における新規感染者は4月29日以降発生していないほか、療養中の方も大きく減少しており、これまでの取組について一定の成果が現れていると考えています。

しかしながら、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議においては、新型コロナウイルス感染症に対する長丁場の対応を前提とした「新しい生活様式」への移行・定着が必要であるとされています。

併せて、対策が長期化する中で、感染拡大防止を第一としつつも、社会経済活動の維持との両立を図る必要があることや、並行して対応しなければならない様々な社会的課題にも目を配っていく必要があることも指摘されています。

こうしたことから、緊急事態宣言の延長にあたり、休業要請をはじめとした県内における緊急事態措置を見直すこととします。しかしながら、再度感染が拡大すれば、これまで御尽力されてきた医療従事者の方々に更なる負荷が生じる恐れがあることから、県としては、より一層、医療提供体制の充実に努めていくとともに、再び感染拡大が認められた場合には、県民の皆様の生命と健康を守るため、改めて「徹底した行動変容の要請」を講じることも視野に入れ、状況を注視してまいりたいと考えておりますので、今後とも感染拡大防止について、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

令和2年5月5日  
宮城県知事 村井 嘉浩

## 緊急事態措置（5月7日以降）の主なポイント

### 【外出の自粛要請等】

- 県民に対し、県境をまたいでの移動や、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出の自粛を要請。
- 外出する場合は、三つの密を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底を要請。

### 【職場における感染防止対策等に係る取組の要請】

- 事業者に対し、在宅勤務や時差出勤など、人と人との接触を低減する取組を推進するよう協力依頼。
- 事業者に対し、職場における感染防止のための取組や、「三つの密」を避ける行動の徹底を依頼。

### 【催物（イベント等）開催の自粛要請】

- クラスタが発生するおそれがある催物等は、開催の自粛を要請。特に、大規模な催物等の開催は、中止又は延期を含め慎重な対応を要請。
- 比較的少人数の催物については、リスクの態様に応じて適切に対応するよう要請。

### 【施設における感染防止対策の徹底の要請】

- 施設管理者に対し、基本的な感染対策の徹底等を行うことを強く要請。利用者が集中するおそれがあるときは、入場者の制限等を行うよう要請。
- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者等は十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続するよう依頼。

## 外出の自粛要請等について

区域：宮城県全域 期間：令和2年5月7日から5月31日まで

特措法第24条第9項に基づき、県民に対し、不要不急の帰省や旅行など、**県境をまたいでの移動自粛を要請**します。また、**繁華街の接待を伴う飲食店等への外出について、年齢等を問わず、自粛**するよう要請します。

- 外出する場合は、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底を要請します。

※「新しい生活様式」については、別紙1「人との接触を8割減らす、10のポイント」、及び別紙2「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」を参考

## 職場における感染防止対策等に係る取組の要請について

区域：宮城県全域 期間：令和2年5月7日から5月31日まで

特措法第24条第9項に基づき、事業者に対し、**職場における感染防止対策等の取組を要請**します。

- 引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進するよう、協力を依頼します。
- 職場における感染防止のための取組や、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう、協力を依頼します。

（感染防止のための取組例）

手洗い、手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等



## 催物（イベント等）開催の自粛要請について

区域：宮城県全域 期間：令和2年5月7日から5月31日まで

特措法第24条第9項に基づき、催物主催者に対し、**催物（イベント等）の開催自粛を要請**します

- クラスタが発生するおそれがある催物（イベント等）や「三つの密」のある集まりについては、開催の自粛を要請します。
- 特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を要請します。
- 感染防止策を講じた上での比較的少人数（最大50人程度）かつ以下の条件が満たされたイベント等（具体例：演奏会（歌唱を伴わないもの）や茶会などの室内イベント、又は野外におけるイベント（近距離での会話が伴わないもの）など）については、主催者に対し、リスクの態様に応じて適切に対応するよう要請します。

### 【条件】

- ① 三つの密の発生が原則 想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2mを目安に）
- ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

## 施設における感染防止対策の徹底について

区域：宮城県全域 期間：令和2年5月7日から5月31日まで

特措法第24条第9項に基づき、施設管理者に対し、**施設における、感染防止対策の徹底を要請**します。

- 「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「利用者等のマスクの着用」等を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして、基本的な感染対策の徹底や、施設類型ごとの留意事項（別添）等に基づく対応について、強く要請します。
- 利用者が集中するおそれがあるときは、入場者の制限等の適切な対応を行うよう要請します。
- 事業者及び関係団体に対し、今後の持続的な対策を見据え、5月4日の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることを要請します。
- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるため、必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続するよう依頼します。

## 人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。  
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守るよう、日常生活を見直してみましょう。

<p><b>1</b> ビデオ通話で <b>オンライン帰省</b></p> 	<p><b>2</b> スーパーは1人 または<b>少人数で</b> すいている時間に</p> 	<p><b>3</b> ジョギングは <b>少人数で</b> 公園は<b>すいた時間、</b> <b>場所を選ぶ</b></p> 
<p><b>4</b> 待てる買い物は <b>通販</b>で</p> 	<p><b>5</b> 飲み会は <b>オンライン</b>で</p> 	<p><b>6</b> 診療は<b>遠隔診療</b> 定期受診は間隔を調整</p> 
<p><b>7</b> 筋トレやヨガは <b>自宅で動画を活用</b></p> 	<p><b>8</b> 飲食は <b>持ち帰り、</b> <b>宅配も</b></p> 	<p><b>9</b> 仕事は<b>在宅勤務</b> 通勤は医療・インフラ・ 物流など社会機能維持 のために</p> 
<p><b>10</b> 会話は <b>マスク</b>をつけて</p> 	<p><b>3つの密を 避けましょう</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 換気の悪い<b>密閉空間</b></li><li>2. 多数が集まる<b>密集場所</b></li><li>3. 間近で会話や発声をする<b>密接場面</b></li></ol>	
		<p><b>手洗い・ 咳エチケット・ 換気や、健康管理</b> も、同様に重要です。</p>

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

#### 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m (最低1m) 空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときには、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- **手洗いは30秒程度**かけて水と石けんで丁寧に洗う (手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

#### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- 最初に**手洗い・手指消毒** □ 咳エチケットの徹底 □ 最初に換気
- 身体的距離の確保 □ 「3密」の回避 (密集、密接、密閉)
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画を立てて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えるために
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控える
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えるために
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離がオンライン

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □ 時差通勤でゆったりと □ オフラインはひろびろと
- 会議はオンライン □ 名刺交換はオンライン □ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定



# 特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限の緩和に当たっての施設類型ごとの留意事項

## ① 劇場、観覧場、映画館又は演芸場（第4号）、集会場又は公会堂（第5号）、展示場（第6号）

施設管理者等によって、

- (i) マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- (ii) 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること
- (iii) 適切な消毒や換気等が行われること、などの徹底した感染防止対策が行われること

なお、これらの施設で開催する催物（イベント等）に関しては、催物（イベント等）の開催制限に応じて、参加する者が比較的少人数のもの等に限定することとする。



## ② 博物館、美術館又は図書館（第10号）

施設管理者等によって、

- (i) マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- (ii) 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- (iii) 適切な消毒や換気等が行われること、などの徹底した感染防止対策が行われること

等の対策に加え、必要に応じて、入場の制限等を講ずることにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保されるなどの徹底した感染防止対策を行うこと。

## ③ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（第7号）、理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（第12号）、自動車教習所又は学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設（第13号）

施設管理者等によって、

- (i) マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保されること
- (ii) 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保されること
- (iii) 適切な消毒や換気等などの徹底した感染防止対策が行われること

等の対策に加え、従業員と客との間や、客と客との間にパーティションを設けるなどの徹底した感染症対策を行うこと。

#### ④ 遊技場（第9号）

施設管理者等によって、

- (i) マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- (ii) 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- (iii) 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- (iv) 客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆるBGMや機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること

等の徹底した感染防止対策が行うことにより、「3つの密」が発生しない環境にすること。

#### ⑤ 全国でクラスターが発生した施設（スポーツジム、バー、カラオケ、ライブハウス、キャバレー等の接待を伴う飲食店）

これまでに全国においてクラスターが発生し、特に感染リスクの高い施設であることに鑑み、上記①から④に掲げる施設の感染防止対策を徹底するほか、密閉した空間での大声での発声や、近接した距離での会話等は、感染リスクを高めることになることから、特に格段の留意をすること。

## ⑥ 食堂，レストラン，喫茶店などの飲食店

- (i) 個室などの密閉した部屋の使用や，座敷席等における多人数での使用を控える
- (ii) 座席の間にパーテーションを設け，又は座席の間隔を十分に空けるなど，三密の環境を徹底的に排除する
- (iii) 接客時等におけるマスク着用，客の入れ替え時の適切な消毒や清掃，大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- (iv) 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など，衛生面や健康面の管理を徹底すること
- (v) 酒類の提供時間についても配慮する

等の感染防止対策を行うこと。

7

## ⑦ 行楽を主目的とする宿泊事業を営むホテル・旅館等

- 不要不急の帰省や旅行など，都道府県をまたいで人が移動することを極力を避けるというまん延防止の観点も踏まえながら，施設管理者等によって，
- (i) マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
  - (ii) 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
  - (iii) 適切な消毒や換気等が行われること，などの徹底した感染防止対策が行われること

等の感染防止対策を行うこと。

8

2020年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（抜粋）

（2）業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点

- 今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。
- 社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。
- ここでは、各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例をまとめた。また、実際にガイドライン等を作成するに当たっては、適宜、感染管理にノウハウのある医療従事者などに監修を求めることにより、効果的な対策を行うことが期待される。
- また、新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、円滑な社会復帰のための十分な配慮が必要である。

（リスク評価とリスクに応じた対応）

- 事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。
  - ・ 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。
  - ・ 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

（各業種に共通する留意点）

- 基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することのほか、以下のものが挙げられる。

- ・ 感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
- ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・ マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
- ・ 施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
- ・ 施設の消毒

#### （症状のある方の入場制限）

- ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。
- ・ なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる。

#### （感染対策の例）

- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
  - ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
  - ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
  - ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
  - ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
  - ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- ※ 美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。）

#### （トイレ）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 便器内は、通常の清掃で良い。
- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

#### （休憩スペース）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。



(ゴミの廃棄)

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

(その他)

- ・ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

※ 業種ごとに対応を検討するに当たっては、これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要である。

## 施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

	屋外		屋内						
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・ 滞在時間の制限			滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気
衛生 対策 ・ その他	マスク着用								
	—		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生				こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスポの利用も）、キャッシュレス								
	—		(滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック					—	
	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散								

令和2年5月5日  
教 育 庁

## 県立学校の臨時休業等について（案）

### 1 現 状

- ・令和2年5月4日（月）に示された国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）」において、未だ全国的に相当数の新規感染者が確認されていることから、緊急事態宣言については、我が県を含む全都道府県を対象区域として5月31日（日）まで延長され、引き続き、国民一丸となって感染拡大防止に向けた取組を継続する姿勢が示された。
- ・我が県は「特定警戒都道府県以外の都道府県」とされ、知事から、県内の感染状況等を踏まえ、県境をまたいでの移動自粛や、職場における感染防止対策等の取組、クラスター発生のおそれがある催物開催の自粛、施設における感染防止対策の徹底などについて要請する方針である。
- ・学校については、臨時休業が長期化する中、児童生徒の教育機会を最大限に保障する観点から、学校再開を目指していくことが必要な時期に至っており、基本的対処方針においては、学校等の取扱いについて、「地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく。」こととされている。
- ・一方、学校においては、登下校や一部の学習活動等において「三つの密」になりやすい環境であり慎重な対応が求められ、学校再開に向けて十分な準備期間が必要である。

### 2 方 針

上記1の現状を踏まえ、児童生徒の生命・健康を守りながら教育の機会を確保し、円滑な学校再開を目指すため、

- ・県立学校の臨時休業を5月31日（日）まで延長する。
- ・休業期間内において、感染リスクの低い学校教育活動から段階的に取組を進め、学校再開に繋げていく。
- ・市町村教育委員会に対して、同様の対応を依頼し、地域の感染状況によって5月31日（日）以前に学校を再開する場合にあっても、感染リスクを抑えるための事前の十分な検討を依頼する。

### 3 臨時休業中の取組

#### （1）児童生徒の居場所の確保

##### 《県立学校》

- ・県立特別支援学校においては、希望する児童生徒は登校可とする。スクールバスの運行、給食の提供は通常どおり実施する。

##### 《市町村立学校》

- ・市町村教育委員会に対し、やむを得ない事由により家庭で過ごすことが難しい児童生徒を、学校や放課後児童クラブ等で預かる等の配慮を依頼する。

## (2) 児童生徒の心身の状況把握と家庭学習のための支援

### 《県立学校》

- ・電話やメール、家庭訪問等を通じ、児童生徒の心身の健康状態を把握する。
- ・家庭学習のためのプリント教材を配布・郵送するなどして学習支援を行う。
- ・学校ウェブページやメール配信等を活用した学習支援を行う。
- ・ICT機器を活用した学習支援の環境整備を促進する。

### 《市町村立学校》

- ・児童生徒の心身の健康状態の把握と、効果的な家庭学習の指導等について引き続き依頼する。
- ・児童生徒に対して、臨時休業期間中における家庭学習のウェブページやインターネットを活用した予習型カリキュラムを引き続き公開する。
- ・指導計画に沿った家庭学習とその確認方法について情報提供する。

## 4 学校再開に向けた取組

### (1) 臨時休業中の登校日設定

#### 《県立学校》

- ・学年ごとや学級ごとの登校日を設定するなど、段階的に学校教育活動を実施し、学校再開に近づけていく。
- ・登校日を設定する際は、時差登校や部分登校を基本とする。

#### 《市町村立学校》

- ・市町村教育委員会に対して同様の対応を依頼する。

### (2) 感染防止対策の徹底

#### 《県立学校》

- ・学校再開に向け、環境消毒による接触感染防止策と、マスクや換気等による飛沫感染防止策の徹底を図るとともに、より感染リスクの低い授業方法についてさらに検討を進める。
- ・学校関係者に対する研修を実施するとともに、感染症予防ポスターを作成する等、児童生徒や保護者に対する啓発を行う。

#### 《市町村立学校》

- ・県立学校における取組や研修等について、市町村教育委員会に情報提供し支援する。

### (3) 児童生徒の健康と生活リズムの維持

#### 《県立学校》

- ・学校再開に向けて、毎朝の検温や起床、就寝時刻を記入するカードを配布し、児童生徒の健康状況を把握する。
- ・家庭における学習計画立案のためのシートを配布し、学習も含めた生活リズムの維持を図る。

#### 《市町村立学校》

- ・児童生徒の心の健康・心のケアに関するウェブページを引き続き公開する。



## 県施設の休止の見直しについて

令和2年5月5日  
総務部

政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更（令和2年5月4日）を受け、県施設の休止についての基本方針を下記により見直すことにしたい。

- 屋内施設については、ホール、会議室、談話室等の集会施設などを除き、適切な感染予防対策を講じた上で、準備が整った施設（機能）から順次再開することとする。
  - 屋外施設については、遊具等、子供の密集した利用が想定されるものを除き、準備が整った施設（機能）から順次再開することとする。
- なお、休止を続ける施設についても、期間は5月31日までとし、5月14日を目途に再検討を行う。

（参考）当初の「県施設の休止についての基本方針」（令和2年4月9日）

- ・感染拡大防止の観点から、原則として、屋内施設については利用休止とする。
- ・広く開放されている屋外施設（公園等）は対象外とするが、屋外施設に付属する運動施設、集会施設等は休止の対象とする。
- ・期間は、「県主催イベント・会議等の考え方について」（令和2年3月30日付け宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部）に準じ、当分の間とする。
- ・なお、予約施設については新規の予約は受け付けないものとし、既に予約されている分については自粛の協力を求めるものとする。やむを得ず中止等の対応ができないものは、開催に当たり最大限の感染防止の対応を求める。
- ・指定管理を行っている施設は、利用者からキャンセル料は徴しないこととした上で、指定管理者において損失が生じないように、県において対応を行う。

## 県主催イベント・会議等の考え方について

※下線部は3/30からの変更箇所

令和 2 年 5 月 5 日

宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症については、4月16日に全都道府県が新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言の対象となり、本県においても特措法に基づき、外出及び催物開催の自粛要請をしたところである。現状、県内での累計新規感染者数は4月中旬以降横ばい傾向であり、4月29日以降、新規発生はなく、感染拡大が一定範囲に抑えられている状況である。

このことから、県主催のイベントや会議等の考え方について、5月末まで、以下の方針で対応することとする。

なお、以下の考え方については、患者発生状況や国の動向等を踏まえ適宜見直しを行う。

### 1 県主催のイベントについて（式典、講演会、研修会等）

- ① 屋内での大規模イベント\*<sup>1</sup>については、日程変更を検討し、変更が困難な場合は感染予防策を徹底した上で、実施すること。
- ② 食事提供するイベントについては、原則として延期又は中止とすること。
- ③ その他のイベントについては、下記\*<sup>2</sup>を考慮し、地域の流行状況等も踏まえ、その必要性を改めて検討すること。

※1・・・概ね50人以上を目安とするが、参加者の属性や密集度を勘案して判断。

※2・・・閉鎖された空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境に一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされているため、下記の点について十分考慮した上で判断すること。

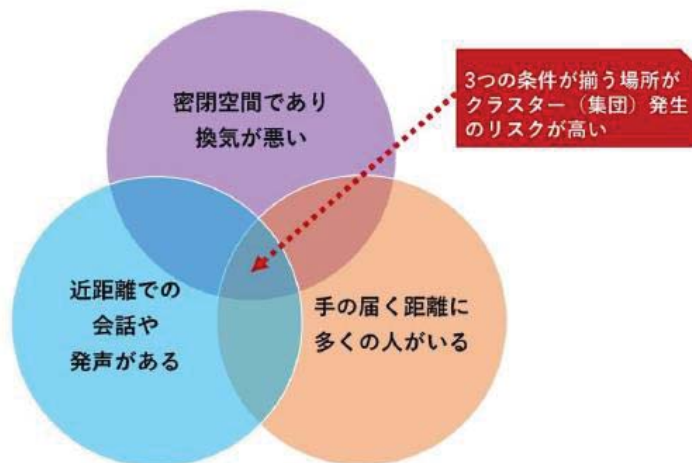
- ・ 開催規模（参加人数）
- ・ 開催場所（屋外・屋内・換気の状態、広さや密度、閉鎖空間）
- ・ 開催期間・時間（同一空間での滞在期間）
- ・ 参加者同士の距離（近距離又は対面）
- ・ 参加者の属性（高齢者、基礎疾患を有する者、障害者、妊婦、乳幼児）
- ・ 不特定多数か否か
- ・ イベントを通じた相互接触の機会（近距離の意見交換、物を触れる等）
- ・ 3つの密（密閉・密集・密接）の発生が原則想定されないこと（人との人と間隔をできるだけ2mを目安確保する）
- ・ 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則されないこと
- ・ 感染リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期を含め慎重な対応をする。

### 2 県主催の会議（審議会、説明会等）について

- ・ 実施する場合は、規模の縮小や感染予防策を徹底すること。
- ・ ウェブ会議を積極的に活用すること。

### < イベント・研修・会議等を実施する場合の共通の留意事項 >

- ・ 風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・ 2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域（クラスター等）へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・ 高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・ 咳エチケットの励行（咳がある場合はマスク着用。マスクがない場合はティッシュやハンカチで鼻と口を覆う。とっさの時は袖や上着の内側で覆う。）
- ・ 手洗いの徹底
- ・ 会場の入り口等にアルコール消毒液を設置
- ・ こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・ 3つの条件が同時に重なる場を徹底的に回避する対策を講じる
- ・ 入場者の制限や誘導を行い、3密を回避する
- ・ 別添「多くの人参加する場での感染対策のあり方の例」を参照



#### 【参考】国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等より

これまで感染が確認された場に共通するのは、3つの条件（①換気の悪い密閉空間、②人が密集していた、③近距離での会話や発声が行われた）が同時に重なった場である。

感染状況が一定程度に収まっている地域では、「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動から徐々に解除することを検討。

### 3 職員の出張について

- ・ 業務上の必要性を精査した上で、出張時期や方法等を見直すこと。  
（例）打合せについて、可能なものは電話やメールで対応  
出張する職員の人数や出張数を最小限とする
- ・ 業務上出張せざるを得ない場合については、最小限の人数で、混雑時や「3つの密」を徹底的に回避するほか、こまめな手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保等感染予防策を徹底すること。

## 1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）

## 2) クラスタ（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

## 3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

## 4) その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

## 「新しい生活様式」を踏まえた職場における感染予防について

令和2年 5月 5日  
総 務 部

令和2年5月4日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」で示された「新しい生活様式」を踏まえ、以下の業務継続及び感染予防に向けた取組をさらに徹底していく。

### 1 基本的な考え方

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応に最優先に注力
- (2) 新型コロナウイルス感染症への対応業務は止めてはならない＝「業務継続（BCP）」
- (3) 新型コロナウイルス感染症への対応業務を継続するために、職員の感染予防を徹底
- (4) Web会議など「働き方の新しいスタイル」の積極的な導入

### 2 感染予防のため各所属で取り組むべき対策

#### (1) 通常業務への優先順位の設定（「業務継続（BCP）」）

感染拡大に伴い通常業務以外に対応すべき業務が増加していることや、県職員が罹患した場合に、濃厚接触者の発生等により所属での業務継続が困難となることが想定されるため、各所属において通常業務の優先順位付けを行うよう通知し、迅速かつ柔軟な組織体制を強化。

#### (2) 感染予防の徹底（「3密」対策と「働き方の新しいスタイル」）

項目	内容	主なねらい	
A 執務室内の分散	・ 会議室等広いスペースを有効活用し、机の間隔を拡大。	・ 職員間の距離を可能な限り離し、感染リスクを低減。	面的分散
	・ 1つの班の島に複数の班員を分散・混在配置。	・ 職員が罹患した場合に班全体の業務継続が中断することを防止。	
B サテライトオフィスの活用	・ 合同庁舎にサテライトオフィスを設置し、在勤庁以外の勤務を許容。	・ 通勤時や職場内での感染リスクを低減。	
C 在宅勤務（テレワーク）	・ 庁内ネットワークに接続可能なパソコン等を使用した職員の在宅勤務を導入。	・ 通勤時や職場内での感染リスクを低減。	
D Web会議	・ 本庁と各合同庁舎等にWeb会議対応の環境を整備。	・ 職員間や外部との接触機会を減らし、感染リスクを低減。	時間的分散
E 時差勤務	・ 勤務開始時間を7:00から10:00まで30分単位の段階で選択できる時差勤務を有効活用。	・ 通勤時の感染リスクを低減。（※1/3程度をA勤務以外に調整）	
F 休憩時間の変更	・ 所属全体の1/2程度の職員の休憩時間を「11:30～12:30」、「12:30～13:30」と変更。	・ 休憩時間時の接触機会を減らし、感染リスクを低減。	
G 週休日の振替	・ 土、日曜日に勤務し、平日に週休日を振替し、勤務日を分散。	・ 通勤時や職場内での感染リスクを低減。	



### 3 職員の健康確認・感染予防について

#### (1) 職員の健康確認について

以下の感染予防のための対策を周知徹底。

①手洗いの徹底, ②定期的な換気, ③複数の職員が手を触れる場所の定期的な消毒, ④検温, 風邪症状などの職員の健康チェック, ⑤ハイリスク者(持病のある者, 妊娠中の職員など)への配慮 等

#### (2) 感染が疑われる職員が発生した際の対応

職員がPCR検査の対象となるなど, 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる職員が発生した場合, その職員との接触者についても速やかに自宅待機を指示。また, 所属から直ちに報告を受け, 人事課で業務継続のため, 必要に応じ所属を越えたバックアップ体制を講じることとしている。

### 4 その他

(1) 窓口等における飛沫防止対策(クリアボードやカーテン等の設置)

(2) 業務外の外来者への入室自粛要請

令和 2 年 5 月 5 日  
経 済 商 工 観 光 部

緊急事態宣言相談ダイヤルの休日相談受付について

県では、4月18日に開設した「緊急事態宣言相談ダイヤル」について、国の緊急事態宣言の延長を受け、明日5月6日に相談ダイヤルを開設し、相談の受付を行います。

記

- 1 日 時 令和2年5月6日（水・振替休日）午前9時から午後6時まで
- 2 電話番号 022-211-3332（※これまでと同じ電話番号です）

※5月7日以降も、平日午前9時から午後6時までの相談受付を継続します。

# 資料11

令和2年5月5日  
保健福祉部

## 新型コロナウイルス感染症の発生状況及び対応状況について

※下線部は4/21時点からの変更箇所

### 1. 国内外における発生状況

・発生状況（厚生労働省発表 5/4 版）

	感染者	うち死亡者	備考
海外の国・地域	<u>3,445,632</u>	<u>245,916</u>	・202カ国・地域
日 本	<u>15,057</u>	<u>510</u>	・うち、チャーター便帰国者 <u>15</u> 名 ・うち、空港検疫 <u>147</u> 名 (無症状病原体保有者 <u>1,069</u> 名含む)
そ の 他	<u>712</u>	<u>13</u>	・国際輸送案件（クルーズ船）
合 計	<u>3,461,401</u>	<u>246,439</u>	

### 2. 県内の状況

①確定患者・・・88名（5/4時点）

総計	入院中	宿泊施設療養中	自宅療養中	退院・療養解除	死亡	入院調整中
88名	10名	6名	0名	72名	0名	0名

※別紙「新型コロナウイルス感染症 県内感染動向」参照

②行政検査数・・・2,110件（2/1～5/4時点判明分）

(2) クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」関係

①2/21 乗船者で新型コロナウイルス感染症患者1名（無症状病原体保有者）を県内感染症指定医療機関において入院を受入（60代男性1名）。3/2 退院基準を満たし退院

②下船者のフォローアップ

新型コロナウイルス検査陰性確認後に下船した県内在住者の健康状態の観察

2/19 下船	5名	} ・うち1名は、上記(1)①の確定患者 No.1。3/10 退院 ・うち1名は、上記確定患者の濃厚接触者。3/14 PCR 検査陰性 ・うち7名は、下船後14日間、管轄保健所において毎日電話による体調確認の後、PCR 検査を実施。7名全員が陰性
2/20 下船	2名	
2/21 下船	2名	
計	9名	

### 3. WHO（世界保健機関）及び国の対応

<世界保健機関（WHO）>

- ・1/31 未明、新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表
- ・2/11 新型コロナウイルス関連肺炎について「COVID-19」と命名
- ・2/17 新型コロナウイルス感染症の致死率が2%程度である旨の見解
- ・2/28 世界的危険度（4段階）を最高レベルの「非常に高い」へ引き上げ
- ・2/29 調査報告書公表。致死率3.8%。
- ・3/11 新型コロナウイルス感染症について「パンデミック（世界的な大流行）」を宣言

<国（主に厚生労働省）の対応>

- ・感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」に指定（1/28 公布・2/7 施行）→WHO の PHEIC 宣言を受け2/1に前倒し施行。

- ・厚生労働省電話相談窓口を設置（1/28 18時開設，2/7 からフリーダイヤル化）
- ・内閣総理大臣を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置（1/30）
- ・政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」取りまとめ（2/13）
- ・検疫法上の隔離・停留を可能とする措置を講ずる（2/13 閣議決定，2/14 政令施行）
- ・感染症法上の入院措置・公費負担等の対象に無症状病原体保有者が追加（2/13 閣議決定，2/14 政令施行）
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議開催（2/16，2/19，2/24，2/29，3/2，3/9，3/17，3/19，3/26，4/1，4/6，4/7，4/11，4/22，5/1，5/4）
- ・「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」発出（2/17）
- ・「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」発出（2/20）
- ・「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組について」発出（2/21）
- ・「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための留意点について」発出（2/24）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」発出（2/25）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」発出（文部科学省）（2/28）
- ・新型コロナウイルス PCR 検査の保険適用を開始（3/6）
- ・国の対策本部において，「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾」取りまとめ（3/10）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法改正（新型コロナウイルス感染症を対象に追加）（3/14 施行）
- ・新型インフルエンザ等対策特別特措法に基づく政府対策本部を設置（3/26）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の決定（3/28），改正（4/7，4/11，4/16，5/4）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（3/19，4/1，4/22）
- ・新学期からの学校再開についての新たなガイドライン（文部科学省）（4/1）
- ・国の対策本部において，7都府県（埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，大阪府，兵庫県及び福岡県）を対象に法律に基づく緊急事態を宣言（期間：4/7～5/6）（4/7）
- ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を閣議決定（4/7，4/20）
- ・緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大（4/16）
- ・緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長（5/4）

#### 【検疫関係】

（仙台空港関係）

- ・仙台空港検疫所では，サーモグラフィーによる計測を実施（36.5度以上感知の場合別室で健康状態を確認）。健康カードを配布し感染防止対策を強化（1/25～）
- ・中国及び韓国からの到着便内において，健康カードと質問票（湖北省など滞在歴や健康状態を確認）を配布し対策を強化（中国便 2/8～，韓国便 2/27～）
- ※健康カードと質問票を配布する対象国は随時追加（イタリア，スペイン等）
- ※現在，国際線については，全て運休中

（港湾関係）

- ・仙台出入国在留管理局が旅券，滞在歴を仙台検疫所が健康状態を確認

## 4. 県の対応

### （1）緊急事態措置

区域：宮城県全域

期間：令和2年4月17日から5月6日まで

内容：①外出自粛の要請（特措法第45条第1項）

②催物の開催自粛の要請（特措法第24条9項）

期間：令和2年4月25日から5月6日まで

内容：施設の使用停止の要請（特措法第24条9項）

期間：令和2年4月24日から5月6日まで

内容：商店街やスーパーマーケット等における感染拡大防止について（特措法第24条9項）

期間：令和2年4月29日から5月6日まで

内容：施設の使用停止要請及び要請した旨の公表（特措法第45条2項及び4項）

## （2）市内情報連絡体制の整備

- ①新型コロナウイルス感染症対策本部の設置（1/27）
- ②新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催（1/27, 2/21, 2/29, 3/26, 4/9, 4/17, 4/21）  
（3/26～は危機管理対策本部会議と併催）
- ③新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会の開催（1/31, 4/27）
- ④情報連絡員会議（1/24, 1/29, 2/7, 2/14, 2/21, 2/28, 3/6, 3/13）
- ⑤イントラネット等による情報共有（1/16～）
- ⑥新型コロナウイルス感染症対策本部地方対策本部の設置（2/21）、会議の開催（2/25～）

## （3）外部有識者との連携

- ①宮城県感染症対策委員会専門部会会議の開催（1/29）
- ②新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーチーム会議（3/27）

## （4）県民等への周知・相談体制の整備

- ①新型コロナウイルス感染症に関する健康相談窓口（コールセンター）の開設（2/4～）  
電話番号：022-211-3883  
022-211-2882 ※回線数を段階的に拡充（4/1, 4/4, 4/5）  
相談件数 31,944件（5/4対応分まで延べ相談件数）  
※今後、コールセンターの多言語化を図る予定
- ②記者会見や県ホームページ（新型コロナウイルス感染症対策サイト）での周知・注意喚起  
・新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する県民の皆様への緊急メッセージ（4/3）  
・宮城県医師会長、東北大学病院長、東北医科薬科大学特任教授と知事の共同記者会見（4/9）  
・新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者や療養中の患者及びその家族に対する風評被害根絶に向けた知事メッセージ（4/13）  
・東北・新潟緊急共同宣言（知事と仙台市長の共同記者会見）（4/24）
- ③県民向けチラシ作成（日本語・中国語・英語版）
- ④緊急事態宣言相談ダイヤルの開設（4/18～）  
電話番号：022-211-3332  
相談件数 6,160件（5/1対応分まで延べ相談件数）

## （5）医療体制の確保

- ・県内感染症指定医療機関（7病院29床）
- ・帰国者・接触者外来（22カ所）  
※仙台市においてドライブスルー方式による「帰国者・接触者外来」の実施（4/21～）
- ・帰国者・接触者相談センター（7保健所2支所）  
※仙台市も帰国者・接触者相談センターを設置
- ・宮城県感染症ネットワーク会議（行政及び感染症指定医療機関等）（2/6）



- ・新型コロナウイルス感染症対策（医療機関向け）セミナーの開催（2/6）
- ・県内の一般診療体制に係る打合せ（県及び仙台市医師会・仙台市・宮城県・宮城県感染症対策委員会委員長）（2/25）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る県内主要病院長会議（3/31）
- ・厚生労働省クラスター対策班派遣（4/2～）
- ・新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部（仮称）の設置に係る関係者打合せ（4/6）
- ・新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部の設置（4/9）
- ・入院受入協力医療機関（9病院49床4/9時点）
- ・新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部「患者搬送コーディネーター」会議（4/10, 4/15）
- ・新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部 WEB 会議（4/21, 4/23）
- ・軽症者の宿泊療養施設への受入開始（4/16～）

#### （6）検査体制の整備

- ・保健環境センターにおけるウイルス検査の実施（1/30 19時～対応可）  
※仙台市衛生研究所においても検査を実施
- ・検査実施可能機関の拡充に向け医師会等と調整。宮城県医師会健康センターにおける検査の実施（3/11～）
- ・PCR検査の保険適用に伴う医療機関向け説明会開催（3/10）
- ・宮城県PCR検査調整会議開催（3/27）
- ・県内におけるPCR検査可能件数 180件/日

#### （7）県内の医療資材の流通状況

- ・マスク及び消毒薬については、医療機関・薬局への供給に時間はかかるものの、組合にて対応に努めている状況（4/10時点）

#### （8）国への要望等

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言（全国知事会）（2/5）
- ・新型コロナウイルス対策に関する緊急要望（全国衛生部長会）（2/5）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言（全国知事会）（2/21）
- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言（全国知事会）（3/5）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言（全国知事会）（3/5）
- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言（全国知事会）（3/6）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言（全国知事会）（3/6）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言（全国知事会）（3/18）
- ・改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に係る緊急提言（全国知事会）（3/18）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の一斉臨時休業等に関する緊急要望（全国知事会）（3/18）
- ・「新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施について」要請活動（全国知事会）（3/24）
- ・新型コロナウイルス感染症の医療提供体制等の整備に係る緊急提言（全国知事会）（3/25）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の経済対策の策定等に向けた緊急要請（全国知事会）（3/30）
- ・「緊急事態宣言」を受けての緊急提言（全国知事会）（4/8）
- ・全国を対象とした「緊急事態宣言」の発令を受けての緊急提言（4/17）

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言（全国知事会）（4/23, 4/29）
- ・ 緊急事態宣言の期間延長を受けて（提言）（全国知事会）（5/5 予定）

等

### （9）その他対応等

- ・ 「新型コロナウイルス感染症に伴う県主催イベント・会議等の考え方について」記者発表（2/27）
- ・ 県内での患者発生を受け、上記考え方の適用期間を3/31まで延長（2/29）
- ・ 国内の患者発生状況、感染症対策専門家の助言を踏まえ、上記考え方の適用期間を当面の間とし、大規模イベントの目安を50人以上に変更（3/30）
- ・ 仙台市からの依頼を受け厚生労働省にクラスター対策班の派遣を要請（4/1）
- ・ 外出自粛に伴う県施設の体制についての基本方針（4/9）
- ・ 使用制限対象施設の整理（4/9）

### （10）各部局等における対応等

#### <総務部>

- ・ 関係機関（消防本部(局)、LPガス協会、宮城大学、私立学校等）への周知（随時）
- ・ 県庁行政庁舎出入口に手指消毒薬設置、各合庁管理者に情報提供及び各合庁の対応確認（1/31）
- ・ ラジオ（TBC、FM仙台、コミュニティーFM）、新聞（河北、中央4紙）による相談窓口等に関する県民向け広報の実施（2/14～）
- ・ 県政だより（5・6月号）での相談・支援窓口等に関する県民向け広報の実施（5/1発行）
- ・ 職場における新型コロナウイルス感染症の予防について各所属長宛て文書通知（2/19, 2/28, 4/8, 4/16）
- ・ 職員の時差勤務制度の積極的活用の周知（2/27）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について通知（各私立学校）（2/28）
- ・ 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての幼稚園の対応について通知（各私立幼稚園）（2/28）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連した特別休暇の取扱いについて通知（2/28, 3/10, 3/24, 4/2）
- ・ 所得税等の確定申告期限延長の周知（3/13）
- ・ 県税の徴収猶予等の周知（3/23）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応業務に係る週休日の振替期間の延長について通知（3/24）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る使手数料の返還措置等について各部局長宛て通知（3/3, 3/25, 4/20）
- ・ 人事異動等に伴う職員の健康確認等の実施について通知（4/2）
- ・ PCR検査のための検体採取等の支援について自衛隊に災害派遣（①4/4～6, ②4/13～15, ③4/20～）を要請（①4/3, ②4/12, ③4/20）
- ・ 感染が疑われる職員が発生した場合の対応等について通知（4/7）
- ・ 休憩時間の変更について通知〔11:30～、12:30～を追加〕（4/7）
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業について通知（各私立学校）（4/7）
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業に関連しての幼稚園の対応について通知（各私立幼稚園）（4/7）
- ・ 新型コロナウイルス感染症発生時における県庁業務継続のための対応等について通知（4/7）
- ・ 公務研修所での研修を中止。ただし、新任職員研修は、5月中旬に各所属で実施（4/9）
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業の延長について通知（各私立学校）（4/13）
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業の延長に関連しての幼稚園の対応について通知（各私立幼稚園）（4/13）
- ・ 感染が疑われる職員に自宅待機を命じた場合の職務専念義務の特例について通知（4/14）

- ・正しい手洗いの方法に関するリーフレットを各階給湯室及びトイレに掲示（4/15）
- ・新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる職員が発生した場合の消毒について通知（4/17）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた WEB 会議の実施について通知（4/17）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減に向けた勤務時間等の柔軟な運用について通知（4/20）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大状況における県庁業務継続について管理者メルマガで周知（4/20）
- ・県政広報展示室（県庁 18 階）の利用休止及び県庁見学の受入停止（4/20～）
- ・特別定額給付金（仮称）事業の実施について，市町村宛て周知（4/20）
- ・特別定額給付金（仮称）事業の円滑な実施に向けて，市町村課内に「特別定額給付金支援チーム」を設置（4/20）
- ・特別定額給付金（仮称）事業に係るホームページを立上げ（4/23）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に対する寄附金の受付開始（5/1～）

#### <震災復興・企画部>

- ・関係機関（東北電力(株)，県内ガス事業者，県内交通事業者等）への周知（随時）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村長会議（WEB 会議）（4/10，4/22）

#### <環境生活部>

- ・関係機関（宿泊事業者，感染性廃棄物取扱事業者，県内水道事業者等）への周知（随時）
- ・県ホームページで新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法について注意喚起（3/2）
- ・県ホームページで国民生活安定緊急措置法に基づくマスクの転売規制について注意喚起（3/11）
- ・県ホームページで「新型コロナウイルスの感染拡大に係る NPO 法人の運営等について」の情報を掲載（4/13）
- ・インターネットカフェ等への休業要請に伴う代替施設としての宿泊施設の提供を事業者や関係団体に協力要請及び県ホームページで募集開始（4/21），県ホームページで協力宿泊施設一覧を掲載し紹介開始（4/22）
- ・県ホームページで特別定額給付金に関連した特殊詐欺等について注意喚起（4/23）

#### <保健福祉部>

- ・関係機関（市町村，保健福祉事務所・保健所，社会福祉施設等）への周知（随時）
- ・仙台市（保健所設置）及び県医師会との連携
- ・保健所の感染対策体制の確認（1/31）
- ・新型コロナウイルス感染症に関するメディア向けセミナーの開催（2/3，2/12）
- ・診療体制確保のため，県・市町村の備蓄マスクについて県医師会を通じた一般診療所等への配付を決定（2/12）。順次配布（2/12～）
- ・「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童クラブの対応について」発出（2/28）
- ・県内初の感染者の確認を受け，福祉施設等における感染対策の徹底について，改めて周知（2/29）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について通知（3/2，4/7，4/13）
- ・社会福祉施設等への衛生用品（マスク・消毒液）の配布（随時）
- ・緊急小口資金等の特例貸付の実施について関係機関へ周知（3/10）
- ・生活福祉資金（緊急小口資金等特例貸付）について，宮城県社会福祉協議会が市町村社会福

- 祉協議会を窓口として、申請の受付を開始（3/25）
- ・傷病手当金（国民健康保険、後期高齢者医療）の財政支援等の市町村等への周知（3/10）
- ・LINE 公式アカウント「宮城県-新型コロナ対策パーソナルサポート」開始（3/30）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援等の市町村等への周知（4/8）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する北海道東北地方知事会構成道県と厚生労働省の意見交換会（4/14）
- ・「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた学校の臨時休業に関連しての放課後児童クラブの対応について」発出（4/13）
- ・「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」発出（4/11, 4/13）
- ・住居確保給付金に係る支給対象が拡大されたことによる申請の受付が、生活困窮自立相談窓口で開始（4/20）
- ・保育所・放課後児童クラブ等の対応について、利用自粛の協力等を求める知事メッセージ公表（4/21）
- ・「緊急事態宣言後の放課後児童クラブの対応について」発出（4/21）
- ・「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」発出（4/21）
- ・トヨタ自動車東日本株式会社から支援車両の無償借受（4/24）
- ・東北大学と富士通株式会社が共同開発した健康観察システム「新型コロナウイルス感染症対策支援チャットサービス」の利用開始（4/24）
- ・保健福祉部長・保健福祉事務所長等 WEB 会議の開催（4/30）

#### <経済商工観光部>

- ・関係機関（みやぎ工業会、商工会連合会、関係企業・団体等）への周知（随時）
- ・大連事務所等を通じた情報収集
- ・外国人への情報発信、相談体制の整備
- ・県大連事務所の職員 2 名の帰国（2/8）
- ・中小企業等向け経営相談窓口の設置（2/18）
- ・金融機関に対して、中小企業者への柔軟な対応について依頼（2/25）
- ・県内経済団体（県商工会連合会、県中小企業団体中央会、県商工会議所連合会、県経営者協会、県中小企業家同好会）へ新型コロナウイルス感染防止に資する労働環境の整備に係る緊急要請を実施（2/26）
- ・県内経済団体等へ、新型コロナウイルス感染症に係る予防・まん延防止風邪症状がある従業員及び小・中学校等の臨時休業により影響を受ける子どもを持つ従業員が休みやすい職場環境の整備やテレワーク、時差通勤の活用等について会員事業者及びその従業員等の関係者に対して周知するよう依頼（2/29）
- ・売上げの減少などの影響を受けた中小企業者に対し、県制度融資（「セーフティネット資金（保証 4 号・5 号）」・「災害復旧対策資金」）により、円滑な資金調達を支援（3/2～）
- ・県ソウル事務所の職員 1 名の帰国（3/8）
- ・県内企業に向け、感染防止のための取組促進を目的に、「新型コロナウイルス対応」のための職場で役立つ WEB セミナーを公開（3/13）し、採用活動に関する内容を追加公開（4/3）
- ・県制度融資「危機関連対策資金」の取扱いを開始（3/13）
- ・グループ補助金における高度化スキーム貸付の償還について、柔軟に対応（随時）
- ・県制度融資（「セーフティネット資金（保証 4 号・5 号）」及び「危機関連対策資金」利率の引き下げ（3/18）と保証料の引き下げ（3/23）を開始
- ・市町村、県内経済団体（商工会、商工会議所等）、県制度融資取扱金融機関を対象とした「金融・雇用対策説明会」の開催（3/26）
- ・県立高等技術専門校及び障害者職業能力開発校を 4 月 10 日から 14 日まで臨時休業（4/6）、同



臨時休業期間を5月6日まで延長(4/14)

- ・ 駐仙台大韓民国総領事館から、N95 マスク 100 枚、化学防護服 50 着の提供 (4/17)
- ・ 友好県省の中国吉林省に対し、大連事務所を通して医療用資材の支援を要請(4/2)し、同省から 一般用マスク 3 万枚が到着 (4/23)

#### <農政部>

- ・ 関係機関(JAほか、関係団体等)への周知(随時)
- ・ 特定家畜伝染病防疫対策衛生資材(防護服・N95 マスク等)の提供について保健福祉部と調整(2/7)
- ・ 食料流通の状況、学校給食停止による影響等を関係団体から情報収集(随時)
- ・ 県主催イベント開催の中止、延期や縮小の対応。開催する場合も感染予防対策を実施(2/21~随時)
- ・ 「宮城県産の農畜産物の消費拡大」に係る情報についてホームページへ掲載(3/5)
- ・ 工事現場等で患者発生時の連絡体制を構築(3/5~)
- ・ 工事又は業務の一部中止の申出があった場合の連絡体制を構築(3/2~)
- ・ 食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン(農林水産省通知)について関係機関(JAほか、関係団体等)へ周知(3/18)
- ・ 農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン(農林水産省通知)について関係機関(JAほか、関係団体等)へ周知(3/18)
- ・ 畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン(農林水産省通知)について関係機関(JAほか、関係団体等)へ周知(3/18)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林業者に対し、「農林業経営サポート資金」(無利子の県制度資金)による運転資金の調達を支援。(4/10~)
- ・ 新型コロナウイルスの拡大に伴い、農業者の営農活動への影響が懸念されるため、県庁農業振興課、県内7カ所の地方振興事務所及び亘理・美里農業改良普及センターに農業経営相談窓口を設置。(4/3~)
- ・ 県立農業大学校を4月8日から14日まで臨時休業(4/6)、同臨時休業期間を5月6日まで延長(4/10)
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置に伴う休業について農業大学校へ通知(4/23)
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置に伴う事業継続の要請について関係機関(卸売市場、JAほか、関係団体等)へ周知(4/23)

#### <水産林政部>

- ・ 関係機関(水産業協同組合、森林組合、木材協同組合等)への周知(1/31~随時)
- ・ 水産物・林産物の流通状況の把握(魚市場、水産加工、小売関係事業者、森林組合、木材協同組合等)(3/2~)
- ・ 他国へ入港する遠洋鯉鮪漁船及び外国人乗組員確保等に関する情報等の把握(3/3~)
- ・ 工事又は業務の一時中止措置等の通知(2/28通知、最大で3/12時点で工事2件、業務10件で一時中止措置。3/23時点で全て再開)
- ・ 工事現場等で患者発生時の対応等を通知(3/6通知、3/25時点報告なし)
- ・ 緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応等を通知(4/9通知、4/9時点工事1件で一時中止の申出)
- ・ 外国人技能実習生(水産加工、沿岸漁業)の確保等に関する情報の把握(4/3~随時)
- ・ 沿岸漁業の収入減少等に伴う融資等の情報把握(4/3~随時)
- ・ 会議・イベント等の開催方法の検討(随時)



- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林業者に対し、「農林業経営サポート資金」(無利子の県制度資金)による運転資金の調達を支援(4/10~)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者に対し、「新型コロナウイルスに関する漁業経営相談窓口」を設置(4/21~)するとともに、「漁業経営サポート資金」(無利子の県制度資金)による運転資金の調達を支援(4/27~)
- ・緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の一時中止措置について通知(4/23 通知, 4/24 時点 工事1件, 業務2件で一時中止中)
- ・宮城県における緊急事態措置について(適切な感染症防止対策について)通知(4/24)

#### <土木部>

- ・関係機関(港湾事業者, 空港関連事業者, 建設業等関係団体, 県営住宅管理団体, 都市公園管理団体等)への周知(随時)
- ・工事又は業務の一時中止措置等の通知(2/28 通知, 最大で3/12 時点で工事42件, 業務17件で一時中止措置。3/23 時点で全て再開)
- ・学校の臨時休校に伴う技術者の育児休暇等の取扱いを通知(3/3 通知)
- ・工事現場等で患者発生時の対応等を通知(3/6 通知, 4/7 時点報告なし)
- ・緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の一時中止措置について通知(4/17 通知, 4/24 時点 工事13件, 業務18件で一時中止中)
- ・県立都市公園(7公園)の遊具の利用休止(4/20~)
- ・向洋海浜公園の駐車場の閉鎖(4/24~)
- ・県立都市公園の指定管理者及び公園利用者に対し感染拡大を防止するため, 密集を作らない等, 公園利用の仕方について周知徹底(4/24)

#### (仙台空港関係)

- ・仙台国際空港(株)が対策会議を開催し, 各空港関係機関の対応状況について情報共有(2/27)(港湾関係)
- ・仙台塩釜港(仙台港区, 塩釜港区, 石巻港区)港湾保安委員会を開催し, 情報共有と連絡体制を確認(2/7)
- ・5月までに仙台塩釜港へ寄港が予定されていたクルーズ船のうち5便(仙台港区2, 石巻港区3)の運行が中止(仙台港区2, 石巻港区2)(4/21 時点)
- ・国際コンテナ定期船の運休情報はなし(4/27 時点)
- ・自動車運搬船及びRORO船の国内定期船については, 一部減便が発生している(4/27 時点)

#### <出納局>

- ・県公金取扱金融機関に対し窓口における感染予防及び柔軟な働き方の促進等について依頼(3/2)
- ・感染拡大防止に向け一時中止等を行った工事等に関する総合評価落札方式等における取扱いを通知(3/12)
- ・建設工事及び建設関連業務の入札参加資格審査(随時申請)等を対面審査から郵送による受付審査に変更(4/13)
- ・県内金融機関等に対し, 適切な感染防止対策を講じた上での事業継続を要請(4/22)

#### <企業局>

- ・水道運転管理受注者及び下水道施設指定管理者への感染予防徹底の周知(1/31)
- ・仙台国際ビジネスサポートセンター利用者に対するチラシ掲出による注意喚起(1/31)
- ・感染者拡大による物流への影響を考慮し, 薬品, 燃料及び資機材等の十分な在庫量を確保(1/31)

- ・国が定める水道水質基準に基づき、適切な塩素消毒を実施しているため、安全な水を供給していること及び感染症予防として、身近な水道水での手洗い・うがいが有効な旨をホームページ上で周知（2/21）
- ・工事又は業務の一時中止措置等の通知（3/4、3/11時点で報告なし）
- ・水道運転管理受注者及び下水道施設指定管理者を参集した新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、作業員・職員等が感染した場合の業務継続に向けた対応方針を確認及び情報共有（3/18）
- ・改めて、安全な水を供給していること及び感染症予防として、身近な水道水での手洗い・うがいが有効であることを周知するとともに、水道局を名乗り、「新型コロナウイルスが水道管に付いているので除去する」等の不審な電話があったと全国の消費生活センター等に複数寄せられていることから、ホームページ上で注意喚起（4/3）
- ・緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応等を通知（4/9通知、4/14時点工事1件で一時中止の申出）
- ・薬品を最大貯蔵とするよう、局内各事務所、水道運転管理受注者及び下水道施設指定管理者に指示（4/15）
- ・薬品の調達が困難となった場合に備え、代替の調達先を確認（4/15）
- ・浄水場等の作業従事者感染時に、長期間にわたる業務体制の変更となった場合の課題整理のため、優先業務を絞った3班編成等の勤務体制の試行を開始（4/20）

#### <教育庁>

- ・関係機関（市町村教委、教育事務所、県立学校）への周知（随時）
- ・県図書館、県美術館、東北歴史博物館等でアルコール消毒液設置、注意喚起チラシ掲示
- ・卒業式、高校入試、出席停止及び臨時休業の対応について通知（市町村教委、教育事務所、県立学校）（2/26）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について通知（市町村教委、教育事務所、県立学校）（2/28）
- ・県立自然の家（松島・蔵王・志津川）の教育事業中止及び団体受入停止（2/29～）
- ・図書館、美術館、東北歴史博物館、県有体育施設（総合運動公園等）の一部施設及びサービスを休止（2/29～）
- ・新型コロナウイルス感染症患者発生に伴う県立特別支援学校の臨時休業について追加決定（3/2）
- ・令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について通知（県立学校、市町村教委、教育事務所）（3/24）
- ・令和2年度当初の時期における学校活動の留意点等について通知（県立学校、市町村教委、教育事務所）（4/1）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校における臨時休業について通知（県立学校、市町村教委、教育事務所）（4/6）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校における臨時休業について通知（臨時休業の延長）（県立学校、市町村教委、教育事務所）（4/13）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置に伴う対応について通知（県立学校、市町村教委、教育事務所）（4/23）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の延長等について通知（県立学校、市町村教委、教育事務所）（4/29）

#### <警察本部>

- ・対策室を設置（1/29）情報収集の強化、関係機関との連携強化
- ・新型コロナウイルス感染拡大に乗じた特殊詐欺への注意喚起（2/13～）

- ・ 県警本部長を長とする「宮城県警察新型コロナウイルス感染症対策本部」に改組（2/29）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る運転免許証更新期限の延長（3/14～）
- ・ 銃砲一斉検査等の実施延期（4/3～）
- ・ 緊急事態宣言対象地域の拡大に伴う治安対策の強化（4/17～）
- ・ 知事による住民への外出自粛要請に伴う協力依頼への対応（4/21～）
- ・ 運転免許業務の一部休止（4/25～5/6 免許更新業務等）

